

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(平成 2 5 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 5 年 9 月 1 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	増 谷 憲	2 番	堀 江 眞智子
3 番	橋 爪 弘 典	4 番	東 武 史
5 番	岡 省 吾	6 番	前 勢 利 夫
7 番	湊 正 剛	8 番	佐々木 裕 哲
10 番	殿 井 堯	11 番	坂 上 東洋士
13 番	新 家 弘	14 番	西 弘 義
15 番	中 山 進	16 番	竹 本 和 泰
17 番	亀 井 次 男	18 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (1 名)

9 番 森 本 明

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

3 番 橋 爪 弘 典 17 番 亀 井 次 男

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (14 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永 一 郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住 民 税 務 部 長	清 水 美 宏
建設環境部長	前 守	福 祉 保 健 部 長	中 島 詳 裕
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	田 代 定 昭
企画財政課長	一 ツ 田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

平成25年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	橋爪弘典	①中山正隆町長の三選出馬への意志と抱負について
2	森谷信哉	①過疎地における、飲料水供給施設の今後について
3	前勢利夫	①中小企業・小規模事業者対策について ②強い農林業対策について ③本年の通常国会で成立した障害者差別解消法、障害者雇用促進
4	佐々木裕哲	①将来の有田川町本庁の予定は ②自衛隊員の募集窓口について
5	殿井 堯	①有田川町の町道について ②吉備中第2グラウンド並びに解体について
6	竹本和泰	①安心して暮らせる活力ある町へ
7	堀江眞智子	①高齢者福祉について ②学力テストについて
8	増谷 憲	①次期介護保険事業計画について ②有田川町地域防災計画について ③町内誘致企業の雇用状況と働きかけについて ④有田圏域の医療体制の強化について

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

9番、森本明君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、8名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 3番（橋爪弘典）……………

○議長（湊 正剛）

3番、橋爪弘典君の一般質問を許可します。

3番、橋爪弘典君。

なお、橋爪弘典君より資料の配付を求められておりますので、これを許可し、お手元に配付します。

(資料配付)

○3番(橋爪弘典)

皆さん、おはようございます。

3番議員、橋爪でございますけども、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は、中山正隆町長の三選出馬への意志と、出馬されるならその抱負をお伺いするものであります。

早いもので、旧3町、すなわち吉備、金屋、清水の3つの地方自治体が、国による平成の大合併を推進する選択肢の中で、平成18年1月1日をもって新しい有田川町が誕生して8カ年という歳月が流れようとしております。

来年の2月4日をもって私どもの任期も満了し、改選の時期を迎えることとなっております。あと4カ月後の2月2日に、選挙委員会が定めた日程でもって選挙が執行されますと同時に、当然それと並行して町長選挙が実施されます。私はこの8年間、議員という職責において、中山町長の政治姿勢や政治構造を見させていただいた中、ややもすれば旧3町の中でのあつれきや利害の衝突など、いろいろと我が町へ我が町への我田引水的な駆け引きが横行する中であって、旧3町の置かれている立場をよく理解と認識をなされ、バランスのとり方に腐心をなされてまいりました。

私も永年にわたり、地方自治の発展のために幾ばくかの心血を注いできた者として、敬服の念にたえないところでございます。具体的な点で申し上げますと、この8年間の中で平成24年度までの決算資料をひもときますと、道路関係で72億6,800万円余り、学校関係で66億4,600万円余り、防災関係で10億8,100万円余り、その他のもろもろの事業として100億700万円余り、そして公営企業関係で85億1,000万円余り、その総計は実に335億1,400万円余りとなるわけでございます。旧3町ごとの数字につきましては、ただいまお配りをしておりますと通りの別添資料のごとくであります。それぞれの地域の置かれた実情等をよく御賢察の上、生の町民の御意見等を吸収され、町政に丁寧に反映されてきたことは、2回の選挙で町民の過半数の信任を得て当選をされてきたあかしであります。

私は、まだまだ残された政治課題は数多くあると考えております。中でも、若者の働く場所の確保、少子高齢化の時代の中で子どもたちの健やかな成長を願うもろもろの施策、また高齢者の方々の住まいへの援助の仕方や、まだまだ欲しいと思われる特別養護老人ホームや老健施設、グループホームの増設や年老いた方々への誇りある職業のあっせんやそれぞれに力を注いでいただきたい。後継者がいない現状の中で、有田川町でしかできないもの、原材料を生産することなど研究の余地があります。いきがい対策としての課題にお骨折りをいただきたいと思っております。また、これか

らは認知症対策が大きなウエートを占めることは確実であり、未然にどのように防止するのかという日ごろからの取り組み等、数多くあります。

また、二川ダム湖底の砂利の採取問題、有田川の堆積砂利の持ち出し等、先を考えれば枚挙にいとまがない施策が山ほどあるかと思われま。政治家として大きく成長され、まだまだお若い中山正隆町長に、ぜひとも三選目の町長に挑戦なされますよう、私ども同僚仲間との相談の中で御推挙申し上げ、中山町長には今後どのようにこの意を受けとめていただくことができるのか、この際お伺いを申し上げる次第であります。今議会において所信の一端をぜひお聞かせいただきたく、町長選再度の出馬についてお答えをお願い申し上げ、私の第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。今回もまた8名の方々が御質問なされるようであります。できるだけ関係部長を含めて、丁寧にお答えをしたいと思ひます。

また今回、石垣中学校の生徒さん、傍聴に来てくれております。これからの有田川を背負って立つ皆さん方が、少しでもこういった行政に興味を持ってきている、大変うれしく思ひます。ありがとうございます。

それでは、橋爪議員の御質問にお答えをしたいと思ひます

次期町長選についての意志と抱負ということで、大変8年間の行政についてお褒めの言葉をいただきました。これは私が決して1人でやったことではなくして、有田川町民の皆さん方の御理解と御協力、もちろん議会の皆さん方の御指導、御協力によってなせたことだと思ひております。

早くももう合併して8年間たつんですけれども、合併当初、合併協議会の会長を務めた関係上、合併してからはできるだけ均衡ある発展ということを目標に今日まで行政を行ってまいりました。教育、福祉、防災、観光、道路問題、あるいは河川の問題、農林業の問題等々にいろいろ取り組んできて、ある程度目的も達成したところもござひますけれども、いずれも教育であったり、防災であったり、観光であったり、道路問題であったり、中身については完全にできているかといへばそうではないと思ひています。こうしたことを、これからもしっかりと充実させていくのが私の役目だと思ひまして、今回、橋爪議員の御質問を受けて出馬の意欲をさらに強めております。

今回、また来年の2月2日の町長選に立候補をさせていただきたいなという思ひであります。もちろん、これは町民の皆さん方の御信任を得てからのことでもありますけれども、でき得るならば、また来年度の町長選に立候補をしたいと思ひています。

これからいろんな課題がありまして、特に教育につきましても、施設は充実したんですけれども、まだまだ中身を詰めていかななくてはならない問題もたくさんあります。また御指摘のとおり、老人福祉につきましても、これから少子高齢化ということで本

当にお年寄りの多い世界に突入をしてまいります。その中で老人福祉の問題、これをどのようにしていくのか、御指摘のとおり、老人問題については課題にもありますし、子育て問題にしてもたくさんの課題があります。また防災についても、幸いなことに国、県の今度の東南海・南海の地震の最高の想定地においても、うちの町には津波は到達するところは1つもないという結果でありますけれども、土砂災害とかいろんなものが起こると思います。これも、これからどんなにして町民の皆さん方に、万が一災害が起こったときにはどのようにして安全に逃げていただくかといろんな課題があります。

また観光につきましても、非常に重要な問題でありまして、たまたまことしの11月8日、9日、御承知のとおり全国棚田サミットというのを、清水地域を中心に開催することになっております。現在、県外から約500名の方がもう既に申し込んで来てくれると聞いております。最終的には1,000人近い規模のサミットになると思います。ただ、このサミットについても、お祭り気分だけではなしに、本当にこういった棚田の抱える地域の悩み等々を真剣に話し合っ、これを後世に伝えていく必要があるかと思っております。

また、この町の基幹産業でありますミカン、林業、この対策もしっかりやっっていかなければならないし、若者の働く場所、これも誘致企業をしっかりと来ていただけるようにこれからも努力をしていかなければならないと思っております。幸い政権が去年の12月に民主党から自民党に変わってから、何か明るいニュースが続々と出てきております。

また先日、待ちに待った2020年度のオリンピックが東京で開催されるということが決定しました。このオリンピックについては、きょうはここにおみえの中学生の方々が、あと7年後といえは十二分に出場できる年代でもありますんで、恐らくそういった青少年にも大きな希望を与えてくれていると思います。とにかく皆さん方の御信任をいただけるならば、また次の町長選に立候補させていただいて、すばらしい有田川町をこれから築くために一生懸命努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御支援、御指導、御協力を切にお願いいたしまして答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（湊 正剛）

3番、橋爪弘典君。

○3番（橋爪弘典）

ただいま中山町長のほうから、来年2月2日に行われる町長選挙に立候補されるという、力強い御決意のほどをお聞かせいただきました。大変うれしく思っております。どうぞひとつ健康に留意されて、町長選に大勝され、そして有田川町の発展にますます御活躍いただくことを祈念いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（湊 正剛）

以上で、橋爪弘典君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 18番（森谷信哉）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、18番、森谷信哉君の一般質問を許可します。

18番、森谷信哉君。

○18番（森谷信哉）

おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、18番議員の一般質問をさせていただきます。

その前に、先日9月6日に行われましたキャンドルイルミネーションインあらぎ島ボリウムセブンにおいて、中山町長、山崎副町長、また湊議会議長を初めたくさんの方の同僚議員の皆様方に御参列いただき花を添えていただき、まことにありがとうございます。

また、不作法な私たちであり、丁寧な対応ができずに申しわけございませんでした。また、町職員の有志の皆様方にも、準備、片づけ並びに当日のお手伝いをしていただき、まことにありがとうございます。主催者側の1人として、この場をかりてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、本件に入らせていただきますが、今回は過疎地域における飲料水供給施設の今後についてお聞きしたいと思います。

現在、有田川町には37カ所の飲料供給施設があります。その中で、清水地区33施設、世帯数が267世帯、人口547名、金屋地区4施設、世帯数64世帯、人口112名、8月末現在となっておりますが、このような組合がある地域は簡易水道組合の施設から遠く、現在簡易水道は利用できたいため、地元で組合をつくって日常生活を行うために、みずからで維持管理をしています。

また、このような組合は、設立当初は維持管理を行うのに十分な世帯、また組合員がいましたが、現在に至っては過疎・高齢化の中で維持管理を行うには、組合員1人1人にかかる負担が大きくなってきています。また、今後数年も経過すれば、限界集落と呼ばれる地域では、維持管理もできなくなる施設も出てくるおそれがあると思っています。今後、その地域に住む人にとっては、十分な生活もおくれない地域も出てくると思います。

その中で、有田川飲料水供給施設整備事業補助規則によりますと、現在ある飲料供給施設組合において、今後、新設もしくは改良する場合は、町単独飲料水供給事業の補助を受けて事業費が30万円から2,000万円以内、修繕については5万円を超えて100万円以内で、給水戸数は3戸以上、給水人口は100人未満となっており、また補助の率は、新設もしくは改良については経費の100分の80以内、修繕につ

いては経費の100分の50以内となっております。つまり、新設改良については補助金の20%、修繕については経費の半額を組合で負担しなければなりません。確かに何もかも全て自分たちで負担しなくていいようになってはおりますが、今後世帯数の減少や組合員の減少によりその負担金も集まらなくなり、修繕などの維持管理が難しくなってくると私は思います。

また現在においても、小規模な集落によれば、利用者の高齢化により今住んでいる地域でいつまで生活ができるかわからないから、負担金を出さずに今までの施設で飲料水をとっている地域もあります。この地域では、大雨が降れば飲料水は濁り、またその後、取水口に行って掃除もしないといけません。それも高齢化により年配者では取水口に行って作業が危険なため、数少ない若手で負担しなければなりません。今後、過疎地域の飲料水供給施設の抱える問題は深刻になってくると私は思います。その中で、今回は質問の通告書に沿って2点ばかりまず質問させていただきたいと思います。

まず1点目については、現在は地元で利用者によって維持管理されていますが、今後は利用者の減少や高齢化により維持管理が難しい地域も出てくると予想されます。今後の対応について、町当局の見解を伺いたいと思います。

2点目につきましては、平成23年の台風により簡易水道及び飲料水がとれない地域があって、町当局の素早い対応により給水車が出て被災地域の対応をしていただきました。そのときは大変ありがとうございました。現在では、被災した場所も随時復旧工事をしていただき利用させていただいているが、今後、異常気象によるゲリラ豪雨や、ことしのように雨が降らずに干ばつといった被害も出てくると思います。その中で、ことしにおいても雨が少なく取水場所によっては水量不足があったと聞きました。今後の対応についてお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

森谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

過疎地域における飲料水供給施設の今後についてというお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、清水地域に33カ所、それから金屋地域に今4カ所の飲料供給施設がございます。議員御指摘のとおり、非常にこの地域は高齢化になってきております。恐らくもう利用者だけでこれを管理するのは、将来というより、もう近い将来、本当に不可能だと考えております。その中で現在、清水地域の飲料供給施設の施設状況を調査中であります。今後、施設及び維持管理等に支障が出るだろうと思われる管理組合については、随時協議を重ねて改善策をとっていききたいなと思っております。

それからもう1つ、過疎地域における飲料水供給施設の今後についてという御質問

でありますけれども、議員御指摘のとおり、本町では平成23年9月2日から5日に起こった台風12号、これは紀伊半島に甚大な被害を及ぼしたんですけれども、この台風で飲料水の供給をできない地域が実際にごさいました。住民の皆さんには大変御不便をおかけしたことであります。

また、ことしは猛暑が一転し、各地で集中豪雨が頻繁に起こってゲリラ豪雨、和歌山県ではなかったんですけれども竜巻も起こっておりまして、重大な被害に見舞われております。このような災害時には迅速に対応すべく、また地域住民の命の水の確保のため、今年度、これは3トン車でありますけれども給水車を1台購入しました。また給水タンク、これは1トンのタンク2個と0.5トン2個、それから給水槽0.3トン3個、それから災害用の備蓄水、ボトルウォーター500ミリリットルを4,500本、それから給水袋、6リットルですけれども、これを1,200袋完備して、災害時には対応をしていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

18番、森谷信哉君。

○18番（森谷信哉）

再質問をさせていただきます。

今、先ほど町長の答弁の中にも、今後も地元と協議して調査・対応すると言われ、大変ありがとうございます。ただ、その中で今現在、飲料水供給施設組合だけでなく、現在も複数世帯で水源から飲料水をとって生活している地域もあると御存じだと思います。

先ほど、同僚議員からも出馬の際の意志と抱負を町長に聞いておっしゃっていましたが、有田川町には発展する地域と過疎で悩む地域があると私は思っております。私は過疎で悩む地域から出させていただき、そのときに現在でも若い夫婦で実家をリフォームしたけど、今後の地元での作業や飲料水の確保1つをとっても個人で全て行わなければならないし、現在数件近所にあります、高齢化で修繕をするにも負担金を払って修繕したとしても何年生活できるかわからないから、もうよう修理もせえへんよというような地域もごさいます。今後その夫婦も、自分たちも年をとったときを考えると、故郷で住みたくても現在の住居の変更もしなければならない悩みがあるとの相談もされております。今後について、きょうも区長会の方々も来ていらっしゃいますが、地元の区長さんを先頭にして地元と協議をして、きめ細やかな行政を行っていただきたい中で、このような地域の解消について、またもう一度改めて町長のお考えと、また担当課については今後の取り組みについてどのように考えをお持ちか、1回聞きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

おはようございます。町長と重複するところがあると思うんですけども、森谷議員にお答えしたいと思います。

今言われたように、給水組合がある地域とない地域というのがございます。清水地域には、給水地域以外に個人で給水をされている方もおられます。金屋地域にも10数件はおられると思うんですけども、その地域において水の見回りとか管理というのはなかなかしにくいことができてくると思います。今後、そういうことの解消のために、地域でやっていくために町として補助金なりを考えていこうと思いますけども、その地域がどのぐらいあるか、そこまで把握しておりません。今後そういう地域がございましたら、また連絡していただければ相談に乗っていきたいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

水というのは本当に人間が生活していく上で、これは絶対に欠かせないものであります。実情というのもしっかり把握をしておりますけれども、飲料供給施設の組合員の皆さん、あるいは個人で引かれている皆さん、物すごく困っていることがあれば、それに将来的には町でしっかりと対応していかなければならないと考えております。

○議長（湊 正剛）

18番、森谷信哉君。

○18番（森谷信哉）

最後の質問をさせていただきます。

今の部長並びに町長の答弁の中で、今後そういうふうな地域の把握というのはできる限りしっかりしていただいて、また地元の区長さんもいらっしゃいますので、その方と協議していただき、今後の維持管理については、高齢化がされるところが多くなってくると思いますので、そのようなときに対して新しい施策なりを考えていただいて、できる限り地元対応をしていただきますよう、要望として言わせていただきます。どうかよろしく願いいたします。答弁は結構です。ありがとうございます。

○議長（湊 正剛）

以上で、森谷信哉君の一般質問が終わりました。

……………通告順3番 6番（前勢利夫）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、6番、前勢利夫君の一般質問を許可します。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

質問を始める前に、1カ所、訂正していただきたいことがございます。三つの項目

を提示しておりますが、その3番目、福祉関係でございますが、障害者差別禁止法となっておりますのを解消法、いわゆる禁止の部分の解消に、誤謬ございましたので訂正しておいていただきたいと存じます。

終戦後、本年で68年の歳月が経過いたしました。昭和初期に始まった満州・支那事変に続いて起こった太平洋戦争を合わせて、戦没者数234万2,341柱。このみたまのもとに現今の日本国が存在している事実を、世代のいかんを問わず、改めて肝に銘じるべきだと思います。有史以来の占領下の屈辱下に国造の基本となる憲法が昭和21年11月3日公布され、近代国家の基本理念としての民主主義、基本的人権尊重確立を柱とする国家行政権とともに同法第8章地方自治、地方自治の基本原則92条、地方公共団体の機関93条、地方公共団体の機能94条、特別法と住民投票95条、以上による自治権のもとに、地方自治法が昭和22年4月17日付、法律第67号で公布されました。以来、昭和26年、1951年9月当時の総理、吉田茂先生による交戦国（一部を除く）との講和条約（平和条約）が米国サンフランシスコにおいて締結され、名実ともに独立国家日本の本格的歩みが開始され、世界の奇跡と国際的に評価を受け、米国に次ぐ経済大国としての立場を樹立しました。私的出来事でございますが、本年誕生日に孫から贈られた地球儀を見るにつけ、万感胸に迫るものを感じます。この小さな面積の国で、本当に60年余りの歴史が見事な国づくりを果たしたということ、改めて痛感する次第であります。戦中戦後の一定の期間を通じ、一握りの米・麦・衣食住・エネルギー、全ての獲得に費やした青春時代。この事実体験をもとに今回の一般質問に入らせていただきます。

質問事項として挙げさせていただいております、中小企業・小規模事業対策であります。

我が国経済の基盤には、中小企業・小規模事業数で実に99%強、従業員数で約81%強を占め、国家・地域社会発展の経済的かなめとして一貫して努力され、戦後の低成長時代、高度成長時代を通じ献身的活動を続けられている反面、設備賃金格差等を大企業と比較して厳しく、経済成長低迷の中で抜本的改革が急がれています。

昨年12月16日の衆議院議員選挙においても、また本年7月の参議院議員選挙においても圧倒的に見事にねじれ国会を解消、強力な政府が国民の圧倒的信任下により樹立され、強くしなやかに国土強靱化構想のもとに日本を取り戻すことを果たすべく、たくましい日本、優しい日本、誇りある日本の3本の柱、構想の実現に向け、現政府は1歩1歩前進を始め、経済バロメーターの株価は、政権交代後2倍の水準に達する勢いとなり、長期にわたったデフレーション脱却へ大きく踏み出しつつあります。地方活性化のかなめは、中小企業対策に具体的に実施することにあります。雇用のための政府が打ち出した2兆円の交付金の創設のもとに、地方産業競争協議会（仮称）の立ち上げによる技術開発、販売開拓、事業承継、商店街の多機能化を支援、個人保証がなくとも融資を受けることができる枠組み、中小企業活性化と地域活性化を一体的

に実現するため、経済団体本位でのクラスター、幾つかの単位の集合体が相互に関連し合うことの推進等を挙げている。したがって、10月開催予定の臨時国会・通常国会での立法化、その裏づけとなる予算規模が国民・住民の最大の関心事となるとともに実現化が必要でございます。このことを踏まえ、地方自治体として住民の負託に応える責務を有する立場をより以上に強め、対応に努め、中央の情報収集に積極的に取り組むとともに、町内の中小企業所・中小企業者の課題を関係団体・関係個人からつかみ、これを基本として自治体としての政策を立て、地元出身の国会議員を先頭に関係省庁に強力に働きかけることを要請し、回答を求めます。なお、より具体的に入札等については、地元業者による地産地消を公平化することを強く求め、回答を求めます。

事項2として挙げさせていただいている強い農林業対策について質します。

古来から農山村は美しい国土を守り、日本が誇る文化を育んできた。したがって、農林業こそ別名、生命の産業と言っても過言ではありません。当自治体有田川町、総面積351.77平方キロメートルのうち林野面積は269.47平方キロメートル、77%のうち人工林比率73%、典型的林業地帯であります。耕地面積は34.46キロ平方メートル。ここで指摘しておきたいのは、国の森林面積2,500万ヘクタールで国土面積の約3分の2を占めていること。これを基盤とする林業の低迷は長期にわたり極めて不振であり、資源としての価値だけでなく国土保全、水源涵養、集落機能を維持・発展させるためには、農業とともに「日本型直接支払制度」法制化を政府が打ち出しているが、自治体も一体となって問題点を具体的に指摘、解決していかない限り後継者の育成等不可能であり、若手の農林業従事者確保が進行しない。また、日本農産品の代表としての米の生産コスト、現況全国平均60キログラム当たり1万600円から4割削減の公約実現に、国の方針に自治体も一体となって取り組み法制化することこそ、TPP問題に対抗し、おいしい安心・安全の日本米の国際的競争に対抗できる具体的対策と思うが、長の見解を求めます。

来る第19回棚田サミットを誘致した町長の功績を最大限に評価するとともに、これを起点として棚田を守り育て、同時に文化・景観価値を内外に発信、価値観の継続を強く要請し、回答を求めます。

林業発展対策には、国が打ち出し実現しようとしている森林組合、素材生産者、林家の体質を強化し、実態に即した必要な施策が可能になるよう、森林経営計画の見直しを自治体としての現場から問題点を具体的に取まとめ、発信することを約束されたい。見解を求めます。

森林山村多面的機能発揮対策について問います。表記については、平成25年5月16日、25林整第74号として、林野庁長官通知に基づき「木の国協議会」名称により設立されておりますが、里山の整備や森林資源の活用に取り組む住民グループや地域団体を募集することを目的とし、去る8月4日、和歌山市ビッグ愛で同5日、田

辺市新庄町の県立情報交流センターで開催されているが、地方公共団体の役割として、2項で市町村長は本対策による取り組みが円滑に実施されるよう活動組織への指導等を行うものとする規定されている。このことについて、地域エコノミストの藻谷浩介先生がNHK広島取材班とともに上梓している「里山資本主義—日本経済は「安心の原理」で動く」、角川書店から発売されております。ことし7月の発表からベストセラーとなっていると報じられています。その実例としての岡山県真庭市、山の中にある人口5万人の市でございますが、ごみとして捨てられていた木くず、これをエネルギー源として再利用することで電力を自給自足、工場での利用による100%の電気を賄う。家庭、農業ハウスのボイラー燃料としての使用。この場合、ペレット化によったもので、これらが原因となって若者たちが里山に移り始めたことなどが紹介されています。ここで問いたいのであります。当町として木の国協議会に参加されているのか、具体的にお答えください。

24年11月20日に自然エネルギー対策のため、海南市海南スチール株式会社、有田川町、日高町、日高西牟婁地域を中心に和歌山バイオマス資源活用協議会が設立され、25年度から本格的事業に入ると長のほうから議会において答えられています。その後の経過についてを答えられたいと思います。

3項目の障害者差別解消法、障害者雇用促進法改正について問います。

これらの内容と施行がいつから始まるのか、これに関連して担当部長としてA共同作業所設立構想をどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

前勢議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、中小企業・小規模事業者対策についての御質問であります。

議員の御質問にありましたとおり、中小企業・小規模事業者は地域経済の中心的な位置を占めております。地域経済の発展は、中小企業の活性化を置いてないと考えております。その活性化に向けては、経済圏単位での産業クラスターと言われるとおり、企業、関連企業が競争しつつ、同時に協力し合う体制をどう整えていくのか研究していく必要があると思っております。今後、国の動向を見ながら、中央省庁への情報収集を行い、県の関係機関や有田川町商工会などと連携を密にして、中小企業・小規模事業者の課題を探り、機会あるごとに国の関係省庁へ働きかけたいと考えております。また入札については、毎回毎回申し上げており、これまでどおり地元業者が施工できる分については、できるだけ地元業者に発注をしていきたいと考えております。

次に、強い農業対策についての御質問がありました。

自民党が7月の参議院選挙において、公約として打ち出した農業強化策の原案をもとに、農業・農村所得倍増目標10カ年戦略を作成し、その中に日本型直接支払制度の創出があります。これは米に特化した個別所得補償制度を見直して、国土保全や水源涵養、集落機能など、農業農村が果たしている多面的機能を維持することに対して直接支払いを行うための法制化を進めるものであります。

また、後継者問題についてでありますけれども、来年度から国は青年就農給付金制度の要件を拡大する方向で検討に入ったと聞いておりますので、この制度をもとに農業従事者の育成・拡大を図っていきたいと考えております。

次に、米の生産コスト4割削減につきましては、規模の拡大、複合化、省力技術の採用、大区画ほ場整備などが考えられますけれども、本町の稲作経営に適した方法などを取り入れます。例えば、福島県で推進してます水稻直播栽培などを参考にして作業の省力化を図り、生産コスト削減をしていきたいと考えております。残念なことに今、国のTPPに合わせていろんな農業政策を行って来ておりますけれども、一ところで30町を固めよとか、そういった大きなことについては、本当に有田川町ではできないことであります。

また、第19回全国棚田サミットの開催は、有田川町を全国にPRできるよい機会だと思っております。これまでも申してきたとおり、棚田サミット開催が全てではなく、サミットで協議された内容を生かし、耕作者の方々と連携し、段々畑や棚田の保全に努めたいと考えています。さらに、サミット開催とともに国の重要文化的景観の答申を受けたことは本当に喜ばしいことです。この選定をもとに、あらぎ島及び三田、清水の農村風景は、いろんなメディアを利用してより多くの皆さんに発信できるものだと思っております。それと同時に、棚田の持つ公益性や文化的価値など、さまざまな事業を開催する中で皆さんに認識をしていただき、貴重な文化遺産を将来に受け継いでいってほしいと願っています。実は、今回の棚田のテーマは、「人、まち、棚田 ともに未来へ～伝えよう！まもる心・うけ継ごう！豊かな恵み～」となっております。

次に、林業対策についてであります。

森林経営計画は、平成24年度の森林法改正に伴い、従来の森林施業計画から変更された制度であります。従来であれば、それぞれの施業地が30ヘクタールで計画を樹立できたものですが、属地計画では、林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模が要件となっております。また属人計画では、みずからが所有している森林の面積が100ヘクタール以上であることが条件となっております。このように収穫期を迎えつつ、まだまだ間伐・更新伐の施業を国・県の造林補助金を利用して森林整備を進める必要がある当町においては、大変不利な施策であります。このことから、議員御指摘のとおり、国策といえども抜本的な見直しを類似市町村等とスクラムを組んで、関係各位に働きかけていく所存であります。

次に、木の国協議会でございますけれども、現在、協議会の会員として参加をしております。なお、本年度、当町で森林・山村多面的機能発揮対策交付金を申請されている団体及び活動予定の団体はないと聞いております。また今後、積極的に里山竹林の整備や山菜、木質資源などの森林のさまざまな資源の活用のために活動をしていただけるよう、事業概要等を周知していきたいと考えております。

次に、和歌山バイオマス資源活用協議会の現在までの状況でございますが、現在5,000キロワットの発電、バイオークス併設ハイブリッドシステムの詳細を検討しており、本年度中に事業計画を策定する方向だと思っております。

次に、本年の通常国会で成立した障害者差別解消法、障害者雇用促進法については、担当部長より答弁をさせます。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

おはようございます。

私のほうからは、障害者差別解消法、障害者雇用促進法についての御質問にお答えさせていただきます。

新法である障害者差別解消法は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指すことを目的としています。正式名称は、障害を理由とする差別の解消推進に関する法律と名づけられています。政府の基本方針は2013年度内に取りまとめられ、それから1年以内にガイドライン、対応要領、対応指針が作成されます。施行までに1年かけて、法律の周知徹底を図る予定となっています。

続いて、障害者雇用促進法の改正についてでございますが、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるとされております。募集、採用、待遇において差別を禁止するとともに、障害者でない者との均等な機会を確保するために、事業主に対し施設の整備も含む障害者の特性に配慮した必要な措置を義務づけています。この2法につきましては、いずれも2016年4月から施行されます。

続いて、共同作業所の件でございます。

有田圏域には、就労継続支援事業所A型、これは雇用型と言いますが1事業所、就労継続事業所B型、これは非雇用型ですが6事業所、就労移行支援事業所は1事業所、

地域活動支援センターが1事業所あります。ことしの4月には閉校の修理川小学校を利用して生活介護事業所しゅりが開所され、近隣地域の方々10数名がサービスを受給しています。

また現在、障害者、高齢者を対象とした共同作業所の開設についての相談が1件あり、過日、代表の方とお会いさせていただきました。有田圏域の中にこうした事業所が開設されようとするのは、就労機会もふえ、障害者や高齢者の方々の社会参画にもつながる意味でもありがたいお話であると思いますので、今後、有田川町障害者計画に基づきまして、より具体的な計画について協議してまいりたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

再質問いたします。

まず中小企業の問題でございます。町長の答弁でもはっきりと申されましたとおり、私どもの地域は、大企業とは縁の遠い全く地元を中心とする、一部坂井町長時代に誘致された工場も存在するわけでございますが、大企業とは縁の遠いものでございます。私も申し上げ、また町長もお答えいただきましたとおり、日本の経済の原動力というのは決して大企業ではございません。まさに勤勉な国民性と世界に誇る手の器用さ、これが大企業も支える中心企業の一番大きな、例えば、はやぶさに象徴されるように、現在の世界の宇宙工学を見ても、大阪の町工場の実力というのはこれはもう定評があります。宇宙開発には欠かせない技能を提供しているのは、わずか28人の従業員を持つ東大阪の工場でございます。こういう企業が本当に安心して生活できる体制をつくることは、いわゆる不況からの脱却があり、世界に対して果敢に挑戦できる唯一の材料だと思います。これをやるためには、国だけでなくして地方自体が真剣に具体的に取り組んでいかなければならない時期が到来しておると思うのであります。

今、政権は、私も提案し町長もお答えいただいたように、あらゆる角度から輸出の問題、技術開発の問題、資金提供の問題、本気になって対策を進めておる時期でございます。まちづくりの基本原則、これ町長に釈迦に説法でございますが、まずその町の問題点はどこにあるか、これをしっかりと把握することが一番大切でございます。中小企業の厳しさ、これを実際に行政、議会がきちっと従事されている方々の意見、そして持っている悩み、これに応えられるだけの調査を本格的に進め、その後に具体的に中央と交渉していくということは、我々がいかに頑張っても、3番議員も申され、出馬要請をされました中にありますとおり、合併後本当に多くの事業を中山町長が手がけてられました。しかし、残念ながら私たちの町はこれだけ努力しても、ことしの決算で、自分たちが賄える資金というのは100円を基本として23円余りしかございません。だから私はここにも提言いたしましたとおり、我々は東京都のように地方だけで頑張れる要素は、経済的にはっきり申してないわけです。それだけの資金は

ございません。だから、より以上に中央の情報をきちっと把握していく、これが本当に大事ではないか。

お答え願いたいのでございますが、あらゆる機会に選出の国会議員を通していろいろな情報は把握され、また事あるごとに次官通達によって自治体に対してのその通達はなされておると思うんですが、そういう何を今の機構の中でどこが担当し、どこが把握されておるのか。私は現在の、後で里山問題でも申し上げて町長の答弁を中心に聞かせていただきたいのでございますが、若干そういうところでは私たちが納得できないところがあるんじゃないか、こう思います。まず、我々の問題を把握すると同時に、その解決策のために何を中央にぶつけていくか、これが一番大切なことではないかと思えます。

農業問題ばかりでございます。本当にこのままで林業なんかは、町長が一番よく御存じで、今残念ながら清水の森林組合も大きな問題を抱えております。この場ではこれ以上の論議はいたす、請願が上がっておりますので問題ではございませんが、まさに危機的な状況にあることは事実でございます。一生懸命に頑張っ、それでもどうにもならない、そうです、こんだけ山のある中で、日本材が現在どれだけ使われているのか。66億立方キロメートルという面積が全国の山林に蓄積されておる中、わずかに20%足らずです。これを今後50%にという新しい政権が基本方針を打ち出しておりますが、まさにそれをやっていただかないと、そのためには我々現場の者がとことんまで中央に対して、この面どうしていただきたい、組織の問題でも町長はお答えくださいました。また、そして24年に成立した新しい林業計画、これは全く我々の状況と縁遠いものがあります。この問題で具体的に町長、お願いしておきます。今の林業情勢のかなめである山林の実態というのは、残念ながら地籍調査のおくれで全国的にまだまだ低水準にあるわけです。山の面積、山の所在、山の何がわからんでどんな政策を打ち立てていけるんですか。国を挙げて、まずきちっとした面積、基本になるこれを把握する行動を一日も早く進めるべきでございます。地籍調査についてのどのような進め方をこれからもし、何を中央に要求していくのか、この際あわせてお願いしておきたいと思えます。

それから、いわゆる山里の問題でございます。加入されておるということでございましたが、今のところ要請はないと。私もこの4日の講習会に、ビッグ愛まで行ってきました。そして、けんかをして帰ってきました。なぜかという、わけのわからん説明をやってる。これの理事長というのは、御案内のとおり、根来の国有林の管理者がやっているわけです。そんなもんが、本当に山を抱えるもの苦痛なんかいっこもわかったらん、おまえ、何ぬかしとんのやと、話にならんのかな。しかも、3年計画のうち、この月の12日に計画書を出してもらわなんだからもう間に合わんで、何をぬかしてんのやと。まさにおまえら、机上の空論でこんなことを言うて、地方自治体に対してどれだけの相談をしてきたんな。いや、湯浅の副町長は理事の1人になっ

てくれておるんでございますが、そういうことは聞いておりませんということははっきりと、これ何ぬかすんなど。地方自治体を無視して、そんな何日までに、ほん期間もないのに書類を出せと。

例えば、今、あの山の中に物すごく邪魔してる竹林があるでしょう。竹林の除去に前21年に当時の自民党政権が打ち出した施策の中にもあったんでございました、除去をやると。これヘクタール当たり38万円の費用をみておるんです。具体的に進めていか、地域から今のところ名乗りがないと言いますけど、幾らでもこういう具体的な説明をやっていけば、あの竹林の整備、本当に38万円てすごい金額です。どうですか、産業課のあの何、そういう点について、後でお返事ください、そういう点を当局は握っておるんかどうか。乗りおくれんように、私は情報を集めてやれというのはそれを言うんですよ。残念ながら、うちからは1件も申し出がない。そんなことで林業の再興ができるはずがないんです。これを指摘しておきたいと思います。

それから3項目めについて、担当部長にお願いしておきたいと思います。この法律ができ上がったのは通常国会においてでございます。これ、先進国だ、先進国だと言いつつ、この面では日本が一番おくれておったんです、障害者の問題については。やっとなん十年ぶりですよ、これはもう世界の先進国を中心に、障害者に対する、ただ補助を与えるという形やなしに、できるだけ健常者と同じような仕事のできる分野においては仕事をやってもらうという法律です。今度の法律の中で、部長、はっきり明記されているのは、一番は公共団体、いわゆる地方団体も含めて国が責任を持ってこれを今後やれというのが今度の法律ですよ。そういう面で、いわゆる説明もありました。障害者施設については、作業等を含めてA施設とB施設があるわけでございます。A施設の特徴は、これは雇用者に対して一々労働協約を結ばなければならない。いわゆる最低賃金を支給するという大きな背骨があるわけですよ。

私、あるところの何を見にいってきました。彼らは一生懸命に真面目ですよ。ほんまに一生懸命に、その与えられた仕事をやってる。健常者以上に真面目ですよ。そういうところを見た場合には、有田地方には残念ながら、これを今、本格的にまだ始めているところはございません。部長も言われたように、まずうちが中核になって、有田郡を引っ張っていくのはうちです、そういう面からも率先してこの問題に本格的に取り組んでいただきたい、これをお願いしてお答えを願いたいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

中小企業の問題でありますけれども、残念なことに我が町でも小規模の企業の商工会の会員、どんどんと今減りつつあります。やっぱり言うたとおり、企業さんに元気になっていただかなければ活性化はできないということで、実は去年度から全部の企業と違うんですけれども、10何社が入っていただいて、商工会とうちとで連絡協議

会というのをつくって、年に2回ぐらい会議を持っています。そのほかにも講演会等々をやっている活動しているところでもあります。その中で雇用のお願いであったり、各企業さんの悩みであったり、それらを話し合いながら問題点を探って、国に要望できる場所があれば要望していくということで今、協議会の活動を続けているところでもあります。本当におっしゃるとおり、地元の企業さんが元気になっていただかなければ有田川町の活性はないと考えています。そのためにも、入札については、できるだけ地元の業者が対応できる分については地元の業者で対応していただけるように行っているところでもあります。

また農林業の話でありますけれども、今回の国の施策というのは本当にこういった地方にとっては余りいい条件の施策ではありません。どちらかといえば、非常に今度の施策についてはこういった地方が物すごく厳しい条件をつけられているように思っているわけでもあります。米の問題が中心になっておりますけれども、今度のTPP参加に際して安倍首相も例外なき関税撤廃は絶対にさせないということで、できるだけ多くの品目が例外品目として残れるように、我々も他府県と連絡をとりながらこの問題にこれからも取り組んでいきたいなと思っています。

まさにそれと林業もそうなんですけれども、非常に今度の法律については非常に厳しいものが出てきております。ただ林業、我々も一生懸命にこれから取り組んでいきたいと思っていますけれども、何より林家の方々の意識ももう少し変えていただかなければ、こっちが幾ら事業をやりたくても、林家の方々がそれに賛成をしてくれないということであれば、なかなかこれを前に進めることができません。そういった林家の方々とも今後、国の施策に応じてこういったことをしてほしいとか、いろんなことをこれからも林家の方々とも話し合いの場を持っていきたいと思っています。

それから地籍調査については、今全力を挙げてやっているところでもありますけれども、何せまだ広い部分がたくさん残っております。できるだけ地籍調査の職員を減らすんじゃなくて、またできるだけ外注できる場所は外注をさせていただいて、1日でも早く有田川町の地籍調査が終了するように努力をしていきたいと思っています。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

前勢議員の御質問の補足答弁をさせていただきます。

障害者差別解消法のお話ですが、これは先ほど議員御指摘のように、国連障害者権利条約というのがございます。平成18年に国連で採択されたものでございます。世界で130カ国余りが批准しておりますが、日本は恥ずかしながら、まだそういう法律がきちっと整備されてなかったのが批准されませんでした。今回この障害者差別解消法が国会で成立したことを受けて、それへ参画するというふうに聞いております。

それから共同作業所の件ですが、先ほど前勢議員、有田川町にはというお話でした

が、有田川町に今、就労継続支援事業所A型、要するに雇用型の施設が1事業所ございます。今回、御相談をいただいている事業者さんもA型とB型の複合型というお話も聞いております。そういうことで、先ほども答弁させていただきましたが、そういう施設が有田川町のほうで開設されるということは、障害者の社会参画につながる意味でも非常に喜ばしいことだと思っております。内容等、これから十分協議して、実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

里山対策の竹林の状況につきましてお答えいたします。

残念ながら、竹林の状況につきましては把握してございません。申しわけございません。できるだけ実態を把握できる方法につきまして検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

最後の質問をいたします。

まちづくりの基本が、いわゆるその町の問題点を的確にまず把握すること。これは行政が、また議会の機関として十分留意せんなんところでございますが、そういう面について、同時に方々からの情報を集めることも大変大事になってくると思います。2回目の質問でもしたんですが、残念ながらその具体的な、例えば里山の問題では、若干町長の答弁では加入はしておりますと。しかし、実際的な今度の何については、担当課のほうでは何もしておりませんという答弁があったわけです。その点について、どうも行政というのは相互の関係機関がきちっとした統一体制のもとで得た大事な情報源を、また問題点を具体的に処理しようという、本当の意欲はあるんかどうかということが疑わしくなってくるわけです。その点について、どういうふうな対応をこれから総務政策部長、考えているんですか、情報の的確な。これをやらんと、おくれましてしまいますよ。今みたいな大きな土産が目の前にぶら下がっておる問題でも、例えば里山の今度の何かよ、これは面積的にどんな申請をするんよって言うたら、それ勝手にもう図面に書いてくれてここやということ、そんな低落の説明しか担当課はできんのですよ。そんなことで公金が1ヘクタール当たり、やぶの除去、38万円あるわけです。そこに日本の行政の根本的な何があると、町長も今も申されたとおり、林業政策等についてはかなり地元との何も違いがあるんじゃないかと思う。あるのであれば、それを呈するようにやっていくのが我々の権限でしょう。自治体というのは国に対して、地方のことについては対等の権限が与えられておるわけです。その点についての

最後の答弁を求めて、対処事、これ町長から聞いておきたいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

情報の収集を怠っているということはないんやけど、なかなかそれが林家とか方々へうまいこと伝わっていないのが現状かなと今思っています。もちろん、これからいろんな国の施策というのはもう変わってまいりますんで、それはもうきっちりと状況を把握して、また林家とかそういう方々とも常に話し合いを持てるような場をこれから構築していきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

前勢議員の御質問にお答えしたいと思います。

課同士の横のつながり、非常になんじやないかと、こういう御指摘であったと思います。ただ私どもも国から流れてくる情報というものについては、もうこれは県を通じて来ます。ただ、それは法律が通った後の施行されるものばかりでございますんで、できるだけそれまでの情報というのを、どのような格好で各部の長が把握するかということが、これはもう一番大事だと思ってございます。そんな中で、国の発行する官庁速報というのがございます。これも毎日出ます。これは法律が通ったものもあり、各省庁が今検討中であるというような情報も出てございます。それを昨年、部制を引くまではもとの企画財政課がありました。私がおったところでございます。そこで町で1つしか購入してないんで、その部門でしか見ることができなんだものを、せっかく部制を引いて、各部長に権限ができたという状況の中で、各部長に閲覧できる権限を与えるソフトというか、それはお金が要るんですけども、それを配って、4月からきちんとその部長が毎日、各情報を見るというようなシステムはつくってございます。そのような状況の中で、その部分を十分に活用していきながら、また各部同士の横のつながりというのは大事でございます。それにつきましては、月に2回の経営会議という庁議がございます。その中でも重要な課題につきましては検討して進めていきたいという、施策について協議をする場を持ってございます。そんなのをいろいろ活用いたしまして横のつながり、これは非常に大事でございますんで、今後ますます推進していきたいとこのように思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかにございませんか。

——以上で、前勢利夫君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開は11時15分からといたします。

~~~~~

休憩 10時58分

再開 11時15分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順4番 8番（佐々木裕哲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、8番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

議長の許可が出ましたので、今回は私は通告どおり、2件の事項について質問させていただきます。

まず最初の質問は、将来の有田川町本庁庁舎についてお聞きしたいと思います。

合併して早いもので、あと4カ月で丸8年が経過しようとしています。その間、行政事務は合併前の旧庁舎を利用して、本庁機能を分散させた一部分庁方式と総合支所方式の併用で行ってききましたが、合併時の協議会で将来の本庁は住民参加による審議会を設置し10年以内に検討すると決まっていますが、その予定はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

それで清水地区の方々は清水行政局で窓口事務ができるのですが、吉備・金屋地区の方々は吉備・金屋庁舎へと窓口が分散しているため不便だとの声が多いのも事実です。中でも地籍調査課、吉備庁舎から金屋庁舎へ窓口が変わったために、窓口への利用者が吉備の方々が多いのにといい声、そしてパソコン・ネットの世の中、吉備庁舎でも事務処理ができるのではないかと要望があるのですが、対応はできないのか、その点もお聞きしたいと思います。

次に、2番目の質問事項として、自衛隊員の募集窓口についてお聞きしたいと思います。

その前に、広報有田川の7月号の表紙、これ広報有田川の表紙が一面に出てるんですけども、ことし5月24日、有田川町内で実施された陸上自衛隊第37普通科連帯第4中隊の徒步行進訓練の写真が掲載されましたが、この写真を見て、自衛隊員への思い、人いろいろと意見があろうかと思いますが、国民も以前と違い、自衛隊員に対しての考えも変わり、特に大災害時の献身的勇気ある活動は誰もが否定できるものではありません。私はいつも思うのですが、日本は諸外国のように兵役の義務もなく、安心して生活できるのも自衛隊があればこそと思っております。これが国民の最大の安らぎではないかとそう思います。そこでお聞きしたいのですが、自衛官の一般曹候補生の募集窓口は市町村でもできるのですか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。

ます。というのは以前、合併前だったと私は思うのですか、役場窓口にパンフレット等が置かれていたと思うんですが、今は置かれていません。何か理由があるのか、その点もちょっとお聞きしたいと思います。毎年、我が町内から何人か入隊され、頑張ってくれていると聞きますが、役場の窓口で募集できるのであれば、日本の安全を託す方々を大いにPRし募集をしてください。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

佐々木議員の質問にお答えをしたいと思います。

この本庁問題というのは、合併のときも大きな問題になりました。それで10年以内に検討するというので、まず合併してすぐ、町民を中心に一般の有識者の方も入れてその協議会を立ち上げて、3つの点について御議論をいただきました。新庁舎をどうするのか、それから分庁・総合支所方式を継続するのか、また老朽化した金屋庁舎をどうするのかという3点について、その協議会に諮問をさせていただきました。平成21年8月20日に、答申としては、現時点での新庁舎建設は時期尚早だということと、それから庁舎の利用方法については現状どおり継続する、それと同時に吉備庁舎及び清水庁舎は現状どおり利用し、老朽化した金屋庁舎は建てかえるという答申をいただきました。審議会においては、合併協定に沿った背景に留意しつつ、住民サービスの充実という観点から幾度も慎重に協議を重ねていただき、その時点から、最も望ましい結論でありましたので、答申どおり合併当初からの分庁・総合支所方式を継続して現在に至っております。

しかしながら、いただいた答申の中には、中長期的な展望に立ち、5年以内を目途に審議会を設けて検討していくことが望ましいという、同時に意見もいただいております。この答申から5年目となる平成26年度には、新たな審議会を発足して本庁舎の位置を含めた庁舎の利用方法や事務組織について検討をしていただく予定になっております。庁舎の案件につきましては、特に重要な事項でありますので、新たな審議会で検討するに当たっては、地方自治法に事務所の位置を変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について、考慮を払わなければならないという規定がございます。住民の意見を尊重するとともに、いろんな角度から比較検討し、有田川町の将来を見据えた協議を来年度からしていただきたいなと思っております。

それからもう一つ、自衛隊員の募集の窓口についてであります。

実は、先月号の広報紙に自衛隊の行進の様子を掲載させていただきました。最終的に広報のほうからも相談があったわけなんですけれども、最終的にこれを載せてよろしいという決断は私がさせていただきました。いろんな方々から投書、あるいは御意

見も寄せられたことは事実でありますけれども、何でこれを載せたかと言いますと、東北の大震災、僕も現地へ3回ほど行ってまいりました。その中で本当に自衛隊の活躍のありがたさというものは地域住民の方からも嫌というほど聞かされまして、それと同時に、那智勝浦にも自衛隊の方々が日夜を問わず入っていただいて御活躍をされていると聞きました。これ鉄砲を担いでるんやけど、これ日本に憲法9条がある以上は、これ使うこと、行使することは絶対ないと思います。ただ訓練時において、できるだけ人体に負荷をかけて訓練をする、それがやっぱりいざ災害のときに体力的に役立つということで、広報の写真については私が最終的に判断をさせていただきました。

それと自衛官の一般曹候補生の募集窓口、市町村でもできるのかということでもありますけれども、市町村長は、市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があったときは、応募年齢に該当し、かつ欠格事情に該当しないか調査をして、応募資格を有すると認められた者の志願票を受理しております。その受理した志願票は、市町村を担当区域とする地方協力本部に送らせていただいて、試験期日、試験場についての協議の上、受験票を交付するというようになっております。

また、役場窓口のパンフレットの件でありますけれども、何か理由があつてのことかということでもありますけれども、一切理由があつて置いてないのではないんです。実は以前置いてあるときは自衛隊のほうから置かせてほしいという要請があつて置いていただいたんですけれども、近年は自衛隊のほうからパンフレットの設置の依頼がないのが実情であります。ただ、ポスターについては何件か掲示してほしいという要請がありますので、ポスターを持ってきていただければ早速掲示板に張ることにしております。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それから、もう緊急のことで、地籍のことが御質問ありました。来年の4月にこの吉備庁舎の税務課でも対応できるように今検討をしているところであります。

○議長（湊 正剛）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の本庁舎問題ですけれども、来年度にまた審議会を設置するというので、できるだけ住民の意見を聞いてひとつ前向きに進んでいってほしいと思います。

それとこの自衛隊の問題なんですけど、私、この問題をきょうは質問するの、決して右寄りのことで話をしているわけではございませんので、その点だけ皆さんにお伝

えしておきます。そこで、私もこの自衛隊の募集ということなんですけども、本来自衛隊は防衛省の管轄であるとなれば、都道府県、市町村が窓口になるのが私は本来の姿だと思います。都道府県の教育委員会の中には、公立学校への公式な募集は認めてくれないので、学校の進路の先生に個別にお願いしに回るとか、以前もそんなことがあったということ、それは事実かどうかを私、確認はしておりませのでわからないんですけども、そうであれば自衛隊員の本来の業務ではないと私は思うんです。国民の命と財産を守るのが自衛隊の本来の業務だと私はそう思っておりますので、そういう学校回りして、それも進路の先生にお願いしてとかそういう労力を使うのであれば、もっと業務のほうへ力を入れていくほうが、本来の私は姿だと思います。この件については答弁は要りませんが、そんなことは和歌山県にはないと思うんですけども、全国的にもそういうことが事実あった、今はあるんかないんかわかりませんが、その点も一遍また参考になれば調べておいてください。

それと1回目の質問で、日本が兵役がないのが最大の安らぎと申し上げました。もうそのとおりだと私思います。本来なら、私ももうこの年になってきて、この会場におられる方々も、普通の諸外国であれば何年かは兵役へ行ってこんなん、それが当然なんです。ところが、よくも日本国で生まれたなと私は実際そのとおり思っております。これ親兄弟が仮に戦争へ行くとか行かないとかいうことよりも、兵役で何年かせんないかんということになれば、その負担もいろいろかかってくるし、よくぞ私たちはこうして兵役に行かんでも、恐らくこれは永遠、日本国憲法がしっかりしている以上は、そのことは崩れないと思います。本当に幸せだなと私はそう個人的には思っております。それで、これ質問じゃないんですけども、私も自衛隊のこの兵役のことについていろいろ調べてみたら、こんなことを書いてる本もあるし、実際言ってる人もあります。兵役のない国は必ず滅びるといのように書物にも書いてあるんですけど、私は兵役と国防とは別もんだと思います。それをひっつけてしまったら、またいろんな方向へ流れていきますが、そうじゃないと思うんですけども。参考にまでで言いますと、ドイツ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スイス、ロシア、韓国、北朝鮮、イスラエル、トルコ、台湾、エジプト、マレーシア、シンガポール、ポーランド、ベトナム、タイ、というのはずっとこれはもうほとんどの諸外国が皆兵役の義務を負わされております。中にこの近隣のいろいろを見たら、韓国や北朝鮮はもう絶対服従せないかんというような、徴兵にも。そして北朝鮮なんかは10年のあればもう全てそれにささげなければならないというような、何かきつい縛りがあるそうです。

また、イスラエルなんかも女性も兵役で入らないかんというような国、また我々もよく歴史の本で習ったんですけど、スイスの永世中立国、あそこは軍隊は持っているということは、あそこも5年の兵役があるそうです。そういうことで、よそはよその国ですけども、我々はこうして、私ももう来年70になりますけども、70歳にな

ってもそういう義務もないということは本当によかったなと思います。そのために、ひとつこの自衛官の一般曹の募集、我々もできるだけPRし、また入隊していただいて我々のあれを守っていただきたいというのが、私も皆さん方も恐らくそういう気持ちだと思いますので、ひとつよろしく願いしておきます。もうこの件については答弁は要りませんので。私の質問は終わります。

○議長（湊 正剛）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問は終わりました。

……………通告順5番 10番（殿井 堯）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

きょう、諸先生方の一般質問をお聞かせいただきまして、ああなるほどなという点も多々あると思っています。この行政において横のつながり、縦はあっても横のつながりが無い、そのために機構改革を起こしたと。機構改革のほうは、何ぞやという、役に立ってるんかどうかと痛感して、今、先生方の意見を聞かせていただきました。私のきょうの一般質問は、2問にわたって質問させていただきます。

160億円、170億円の予算を得て、ぼつぼつ大型プロジェクトも完了しつつあると。あと残された下水、これも第3期工事に入って、認可申請が7月2日に認可されたと。あと残されたのは、旧御霊地区の下水の何ていうことになっていますけども、その点についても、もう着々と進んで、今や大詰めに向かっているときであります。ただ、一般の大型のプロジェクトが済んだときに、今度は自分たちの足元、僕にとっては今、上徳田というところに住ませてもらっているんですけども、ここの区長も兼ねてます。そういう面からぼつぼつと大型のプロジェクトが終わって、足元の整備へ移っていただきたいと、これについての1番目の質問をさせていただきたいと思います。

まず町道について。有田川町の町道には、物すごくたくさんの町道という名義の町道、農道があります。その端には、必ず側溝というものがついています。この間もそういう面でちょっと町のほうへ意見をお伺いしていただきましたところが、建設課では、それはもう10年前のことなんで、今さらどうにもならん。これはどういうことかということ、側溝には床版、宅地要請、今、幸いにして我が町には家がたくさんふえています。そのときに宅地要請、5条申請を受けて宅地申請を行う。そのときに側溝に対して床版をかけなければならない。床版をかけてくれるのはうれしいんですけども、その床版の長さが30メートル、40メートル、50メートルになる。これはその床版の溝掃除はどないするんな。今の法律で言うたら、グレーチングを2メートル間隔に入れて、そのグレーチングを取り除いて、そこから入って掃除するというこ

とになってますが、その法律的なグレーチングの大きさ。僕は幸いにしてやせてるんで、短い幅のところでずっと入っていけるんですけども、このグレーチングの幅は50センチしかないんです。縦に3メートルある。これを横にやるのが当然ですけど、これをちょっと工事の都合で縦にやる、溝から溝へ移せという法律があるんです。だから溝から溝へ縦にやられたら、50センチぐらいしかないんです。それを2メートル間隔に置いてくれても、我々は2メートルそこへ入るのに入れません。だから、その規定は町道にそういう箇所ができた場合には、法律的にどないなってますんですかってお聞きしたんです、建設課へ行って。いや、その法律はありませんっていうことなんです。しかし、区民として皆、道普請や溝掃除に区民が出て来ています。そのときに40メートル、50メートルの側溝が床版でふたされたら掃除のしようがないんです。だから、そういう面も町としては今後、その町道におけるそういう工事があった場合には、やっぱり規格的な、どういうふうにして、どういうふうにしたら後、掃除しやすい。また、どういうふうにしたら便利でいいという、その規格的な法律的なものをこしらえていかんと、これからどうしようもないようになってくる。家はたくさんふえてくる、これは喜ばしいことです。

僕とこの区にでも、もう今年度で6軒ふえています。それを5条申請で宅地化して、その自分とこの家の側溝へ床版かけてやる時には、掃除のできやすい方向へ持って行ってもらわんと、それを野放しにされたら、今度は区の人らが掃除してもらおうときにはどないしようもない。誰が入る、かれが入るって、そういうふうなことになる。それを放置する。そしたらずんずんごみとかそういうものが蓄積してくる。大水が起こった場合には、それを噴火させてしまう。そういうふうなことがあるんで、今後どのような町が対策をして、どのような処理をしていただけるんか、また御答弁のほどをお願いします。

また町道において、今現在大分痛んでいるところがあります。そこの舗装関係なんかは皆集めて何するっていう方向になってはいますけども、まず我々区としたら、1日でも早く舗装してもらいたい。だけど下水の関係があるんで、下水がここを通ったときにそれをやるというふうな感覚でまず進んでもうてると思うんですけども、そういう33年度最終までに待つてやんなんのかなと思もあるんで、なるべくならそういう便利のいいような方法で町ももっと検討してもらえれば幸いかなと思います。

これは1問目の質問で、2問目の質問です。

今、有田川町吉備中学において、もう最終的な段階で旧校舎のほうも解体が始まっています。まず1回目に、9月4日までに工事期間、任期期間、これいまだに終わっていません。だから、この工事の任期期間のおくれ、どういうふうなぐあいでおくれてるんか。また、先ほど総務文教の委員長をさせてもろうてる以上、総務文教のほうで提出を求めて教育から提出していただきました。その内容では、今、和歌山県ではどこもなされてない、近畿大学附属中学校においてこの人工芝、グラウンドで人工芝

をやっているのはこの近畿大学附属中学しかございません。でも我が吉備中学では、今後第2グラウンドにその人工芝の工事を予定しています。その人工芝において、どのような工事の進め方をするのか。今、あの人工芝というのは、物すごい特殊な技術が必要としています。それに対してどのような処置をとって、どのような方向で今後進んでいくのか。今連携してます、その解体の何と。だけど解体がおくれて、そういうふうにしてるから、そういう工事も既におくれてると。また、どういうふうに進めるかの計画もまだはっきりと出されてないということで、きょう資料は出してるんで、その進め方の説明も求めます。

それと最終的に今現在、解体工事が最終段階に入ってますと。そこへ地下タンク、2,000トンの地下タンクを埋める予定。埋める予定じゃなしに埋めますということなんですけれども、その地下タンクを埋めるところは今、解体のところへ視察に行ったときに掘ってます。ほかの基礎工事、今まで基礎はやってますね。その基礎は、そのまま残して埋めてしまうというふうなことも聞いてるんですけども、これ設計の段階では多分その基礎工事も撤去して、そういう積算で金額が上がってると思うんですけども、それを残すメリットというのは僕もあると思います。地盤が沈下しないっていう関係もあると思うんですけども、残すについてどのような今後積算をしているのか。それと、その設計に対してあるA社がとっていますけれども、これに対して解体の設計と、そのグラウンドの人工芝、もともと天然芝になってたんが人工芝になったと思うんですけども、この業務をなぜ一緒の枠に入れてるんか。まして今度、その途中でt o t oの関係上、3,200万円の国から補助金、人工芝に対して補助金が出てると。その3,200万円出たときに、天然芝から人工芝へ移ってると。そのときに、この人工芝の専門的なコンサルに対してなぜ工事を発注せんのか。そのまま今までのやってる解体と同じような業者に、随契で流してそのままやってるって、それではやっぱり不備が出てくると思うんですが、その点の技術的な質問も兼ね備えていますんで、そういう面のお答えもいただきたいと思います。

まず1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず最初に、町道についての質問がありました。

これは多分床版のことだと思いますけれども、入り口に床版を設置するときには、工事の施工承認申請というのを個人に出していただくことになっています。この申請書には、地元の区長さんの同意書、そして用水路であれば水利組合の代表者の同意書、また工事完了後は道路管理者及び地区住民に一切迷惑をかけないとの誓約を添付していただいております。その上でこの申請を了承する場合には、幾つかの条件を付して承認します。

その1つに、構造物の完成後の維持管理及び清掃は、申請者の責任において完全に行うことという条件がありますので、床版が支障となって清掃ができない場合には、申請者に清掃をしていただくように指導しています。ただ今後、申請者とも協議しながら、できるだけ掃除のしやすいような方法で、グレーチングの間隔も今後は決めていきたいと思っています。

それから冒頭にちょっと機構改革をやって、あんまり横のつながりようになってないんちゃうかっていう御指摘でありますけれども、これはもう庁議ということで各部長、月に最低1回寄せまして、いろんなそれぞれの各部の課題を話し合いながら、常に連携をとっているところであります。まだまだ御期待に沿えない部分があるかと思えますけれども、今後ともできるだけいろんな課、課のつながりというのをこれからも大事にできるように、いろんな庁議の場において話し合いをしていきたいと思っています。

それから、吉備中学校のグラウンドの問題があります。まず、9月4日の工期がなぜいまだにできないのかという御質問であります。これには、いろいろなわけがありまして、実は近所の一番近くの方が、体育館については一番最後まで残しておいてほしいというまず要望がありました。それと同時に、もう5時以降は仕事をしないでほしいという要望があって、その要望に応えるために体育館を最後まで置いてから、先にこっちの校舎をとった経緯があります。

第2グラウンドについては、御指摘のとおり、t o t oの補助金を3,000万円余りいただきまして、今回、人工芝を張る予定で、現在、設計及び調査を進めているところであります。第2グラウンドは多目的グラウンドで、サッカー、ホッケー、そして200メートルトラックなど陸上競技にも使用できる多用途で考えております。そのため芝の長さであるとか、各種競技のための使い勝手を考慮し、本町以外の施工された人工芝のグラウンド、県内にも何カ所か大きなグラウンドがあります。そこを参考にして、いろんなことをお聞かせいただきながら、ベストな選択を現在研究中であります。工事に際しては、下層路盤にも十分配慮し、水はけがよく堅牢な下層路盤と浸透性舗装の上に人工芝を敷き詰めるという工法を予定しております。生徒が安全で安心なグラウンドづくりを目指し、最良の方法を選択したいと考えております。旧校舎及び旧屋内運動場の解体でありますけれども、建物は全て夏休み期間中に撤去が終わり、現在は整地等の残事業が残っているところであります。この最終の工期は9月26日完了となっております。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

町長答弁と重複をいたしますが、殿井議員にお答えを申し上げます。

吉備中学校の第2グラウンドは、県内公立中学校では初めての人工芝によるグラウ

ンドとして現在計画を進めておるところでございます。人工芝にすることにより、天候に左右されにくく、また砂などの飛散も防げ、またクッション性も有しておりますので、生徒のためには安全・安心な被装仕上げであろうと考えておるところでございます。

工法につきましては、他府県まで含めた多くの事例を参考に、吉備中学校として最良の方法を慎重に検討を重ねております。最も注意すべき点は、生徒の安全であります。生徒が伸び伸びと安心して運動、授業に、そしてまたクラブ活動で運動できるよう、グラウンドづくりのため慎重に検討を重ね、早期に完成するよう努力をしてまいります、そういうふうに思っております。

○議長（湊 正剛）

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

町長の補足説明をさせていただきます。

殿井議員が先ほど言っておられた側溝の掃除の件なんですけども、町長が言ったように、構造物の完成後、維持管理及び舗装については申請者が完全に責任を持って行うこととなっております。ただし合併前の所に、今殿井議員が言われたように、10メートルも15メートルもあるようなところがあると思います。そこについては、またその場所があり次第、言っていただいたらうちの方で確認して、開所を設置するなりということを考えていきたいと思っております。

それと、傷んでいる舗装のことなんですけども、殿井議員が言われたみたいに、下水のやっていないところについては、下水が完了後やっていただきたいんですけど、時間がある場合は、悪い部分から局所的に直していきたいと思っております。以上です。

○議長（湊 正剛）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

僕はうる覚えで原稿なしでやっています。そやけど聞ってるほうは、多分原稿を書きとめてやっていると思いますけど、数々の答弁漏れはないですか。

内容に際して、まず技術面に建設課からいきましょうか。グレーチングの幅は、法的に2メートル間隔で置くというのは、そのグレーチングの大きさ、側溝の側から側溝の側へこれを渡す、これは基本です。だから50センチのやつを、普通はこうやらんなんやつ、横にやらんなんやつを縦にやったら端から端へ行きますね。これをやられたら、入るときに難儀するということ言うてるんです。だから、そのグレーチングの幅の規格はどのくらいで法的には決まっているんですか。2メートル間隔で入れやんなんのはわかります。その大きさはどのくらいになっているんかという質問も中に入ったと思っておりますけども、なかったですか。ありましたか。そのことは答弁もいた

だきたい。

それともう1つ、今度は吉備中学、ちょっと技術的な要素の中へ入ります。最初、吉備中学の第2グラウンドにおいては、人工芝じゃなしに、天然芝で設計していると思います、最初は。途中で、t o t oから3, 0 0 0何百万円がしか補助金がついたと。それでは人工芝に変更しましょうかと。人工芝の設計と、最初やってる天然芝の設計はまるっきり違いますね。その人工芝に付いたときに、何で専門的な要素のある図面屋に契約を変更しなかったか、そういうことですね。それと解体の問題で、下の問題を言いましたね。だから最初の解体の設計は、その全てを解体するという、地下の基礎まで解体するという設計の契約になってるのと違いますかってこれも聞きましたね。だから議長、ちょっとすいませんけど、答弁漏れとして、まだ2回目の質問ではないんです。だから答弁漏れとしてお聞きしたわけですから、あと2回目、3回目の答弁をもっと技術的な構想に入っていきたいんで、その辺の答弁漏れだけ要求します。いいですか。

○議長（湊 正剛）

はい。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 1 1 時 5 5 分

再開 1 1 時 5 6 分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

答弁漏れという御指摘なんで。今、殿井議員が言われたみたいに、本来は側溝へ縦断的にかけて施工するんですけども、深い場合とか幅の広い場合は縦にかけてると思います。その場合については、本来、真四角なグレーチングがあるんですけども、それを施工するような格好で指導すると思うんですけども、現在はその部分が殿井議員が言われたみたいに縦になってると思うんで、それについてはうちのほうで一遍確認して、解消するようにします。以上です。

（「規格というのはないんか。2メートル間隔でおかんなんけど、この溝やったらこのぐらいの幅やなかったらいけんというそういう規格はありませんかって聞いているんです。」と殿井議員、呼ぶ）

○建設環境部長（前 守）

そういう規格は、その場所、場所によってうちの担当の者が確認して、その大きなグレーチングについては金額も要るんで、施工するのはその申請人がするんで、極力

安くするというのでそういう格好にしています。以上です。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほどの御質問なんですけれども、基礎を残すメリットというふうなお話だったと思います、1点目。基礎を残すメリットといたしましては、基礎は昭和40年に旧吉備中学校が建って、そこにずっと建っております。その基礎が大変大きな基礎でございます、そこから下、掘り下げる必要もないというふうなことでございまして、逆に基礎をとるより、今の基礎の風鎮から下を置いておいたほうが、下に沈まないであろうというふうなことで基礎はなるべくとらないというふうなことでやっております。

2点目の全体設計についてでございます。全体設計ということで、全てを含んだ設計ということで請け負っていただいております。各部につきましては、御指摘のとおり専門のところと協議する中で、当方の担当とその設計業者さんが協議いたしまして、よりよい工法ということでやっております。以上でございます。

（「ちょっと休憩してほしいです」と殿井議員、呼ぶ）

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時59分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

建設環境部長、前守君。

○建設環境部長（前 守）

殿井議員の先ほどの補足説明をさせていただきたいと思います。

先ほど御指摘のとおり、縦に入ってる箇所が何か所かあると思います。それについては、規定をする前のもんだと今調べてきたんですけれどもあるんで、使用者と関係者、区長さんなりと一遍協議させていただいて、どんな格好で泥をはけるような、できるような状態にしたいと思いますんで、今後、関係者と一遍協議したいと思います。以上です。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

先ほどの御質問にお答えいたします。

基礎の話です。基礎につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、残すメリットというのは地盤沈下を防ぐということでメリットはございます。それについては、当初とる予定ではございましたけれども、とらないということになれば精算させていただいた上できちんと対応させていただくというふうな形になるということでございます。

それと設計につきましてでございます。設計につきましては、当初、設計会社さんと契約しておりますので、設計変更がございますけれども、変更につきましては、変更があった場合、うちのほうが申し出た場合は対応するというふうなことになっておりますので、うちの技術者とも相談しながら設計変更という形で人工芝及び下層の変更をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

2回目の質問に移らせていただきます。

今、グレーチングの面についてもそのような回答をいただきましたんで、やっぱり我々区民としたら、溝掃除とかそういうのは住民みんなに言って出てきてもらいたい。それが、せっかく出てきたのにどうしようもない。深い溝になればなるほど、入り口が大きくなかったらよう入らん。ところが、30メートルも40メートルもその床版が続いて、昔はもう役場に許可を得やんとあががやってると。そんなときは全くグレーチングは入ってないと。最近、ここをやってるのに関しても、そういうふうな支障を起こしてると。それはやっぱり町なり、今後そういう床版とかそういう許可をもらったときには、やる前とやる途中と必ず見てほしいんです。そうでないと、区長の許可を得てるやないかと、水利組合の許可を得てるやないかと、町の許可も得てるやないかと言われたら、我々はどうしようもないんです。最終的に管理するのは町道であったら町なんで、そういう面は徹底して、地権者からそういう床版をかけて宅地にしたいんやというときはどういう方向でやるん、こういう方向にやるんか、そういう規定というのがなかったら、やりたい放題やって、後はもう掃除するのは知らんというふうになったら我々区民が困るんで、この間の日曜日に道普請があつて、皆出たんやけども掃除できやんと。そういう影響もあるんで、そこらをきっちりした規格、2メートル間隔に入れるんやったら、深さに対してそのグレーチングをめぐったら入れる、掃除しに行けるような状態でなければ許可はおろさんというふうなことで決めておいてほしいんです。そうやないと、やっぱりけんかせんなんことが起こってくるんで。町の責任や、いや区の責任や、いや水利組合の責任や、これ町から許可をもうちやるのに、わいらこれでええんやと言われたら、我々は何も言えませんが、その点だけお願いしておきます。

それと今、教育部長から何しましたけど、あの解体の入札というのは、もう2年ほ

ど前に実行されてますね。21年か何かに解体のコンサルの入札、22年ですか。22年に入札されてますね。だから僕が聞いているのは、22年にこれは天然芝ですね、入札した経路は。天然芝ですね。まだ人工芝になってませんね。天然芝の図面。だから、これの解体業務とその下のグラウンド業務と同じようにセッティングで入札してるんです、違いますか。同じ業務で、解体業務とそのグラウンド業務とは別個にするべきやと。これを同じようにしてるんです。ところが、この解体が終わって、途中で今、残すというふうになれば、どのぐらいの積算があるんかわからんけど、全部取り除く費用を、残したらそのぐらい安くなるということは当然でしょう。ほかす廃材にも大分影響が違ってくるんだから。だから、そこらの積算もきっちりしてから、残すのは残す、残さんのは残さん、最初の計画では、残してないんです、違いますか。全部取り除いて、それで入札して何ぼという入札をしてるんやから、当然どんくらい残して、どのくらいのお金が残るかわかりません。でも、それを埋め立てで埋め戻すんやったら、解体しなくなれば、そのくらい単価的には落ちてくるはずなんです。そこらの積算がなされているかということなんです。

それともう一遍追求しますよ。もう1個言います。そのtotoから3,200万円の補助金が出てるわけなんです。それで天然芝からそこで人工芝に変わりましたね。そのときに、人工芝は特殊な構造なんです。まず採石敷きますね。これはもう委員会でも部長に質問を送ってます。採石敷いて、その上へアスファルト、そういうことですね。その上へ人工芝ですね。このアスファルトも普通のアスファルトと違うんです。透水性を持ったアスファルトでないとかんのです。透水性ということは、人工芝が上へ乗って、そのまま下へ水は落ちますね。前の第3保育所、あれやって側溝がないために水浸しになって水が引かん。また500万円を追加して側溝をつけてやって、やれやれ今完成してるんです。ここもそうです。周り、ぐるりは人工芝じゃなく天然芝です。これこの間、教育からもうた図面なんです。だから、これに関してこのぐるり、周りは天然芝なんです。天然芝やけど、このぐるりのブロックどめがなければ、この天然芝が下へずってきます。というのはプールみたいな格好でやるということ言うてましたね。

この地下タンク2,000トン、これを一遍に埋めるって言うたんを2つに割って、1,000トン、1,000トンでやるんです。それで、そのときに地下タンクへその防水からずっとしみてきたやつを地下タンクがいっぱいになればオーバーフローを起こしますね。その水をここへためるって言うてましたね、そのグラウンドへ。グラウンドを下げる分を、そのグラウンドを池みたいにすると。もし地下タンクがいっぱいになればオーバーフローを起こす、そのオーバーフローを起こした分をそのグラウンドへためるって言うてましたね。だから、これをグラウンドの人工芝の上へ水を30センチためるということなんです。この図面を見たら。これ、しかし透水用の芝を張って、透水用のアスファルトをして、水というのは下へしゅまसानあかんの

に、オーバーフローして、そこから逃げるとこなかったら、ということは側溝はないということですが、技術的に言うたら。そんなあほなこの設計を誰がしたんですか。だから僕が言うてるのは、何でこの人工芝の何へやるときには、何でこの人工芝の専門的な要素のものをやらんと、これ仮に今教育から言うてる説明を聞いたら、地下タンクが1,000トン、1,000トン、だからこれはわかります。だから1,000トンを超えた場合にオーバーフロー起こしますね。その場合、地下からオーバーフローを起こした水を池にして、ためる、そんなばかげた発想がありますかっていうことなんです。もちろん、これをためた場合に、人工芝の上へ水が池みたいに来て、今度はほこり、ごみが全部人工芝とかそういうのにかかりますね。そのとき掃除できやんでしょう。だから人工芝というのは一番危険度があるのは砂と石です。水をためたら、その水へそのごみが皆人工芝のほうへ落ちてしまいますね。それをどうするんですか。だから、こういう計画っていうのは、現在、昔やったその解体と同じにやった天然芝のまま今来てます。だからこの人工芝で3,200万円の補助金が出たときに、何でこの専門家に言うて人工芝の設計をやりかえて何で発注せんのですか。そのままの、これ言うたら、この業者に言うたら5業者、6業者、このままは天然芝でこれ、解体と入札した金額ですよ。だから補助金出た場合には、人工芝が変わるときに、このときになぜその人工芝に変えるときの専門家のコンサルで入札して、その意見を聞かないんですか。なぜそのままずっと来て。部長にお聞きします。この設計は誰が起こしたんですか。ここの最初入札したこの業者が起こしたんですか。それとも教育委員会がこの設計を起こしたんですか。その点、お聞きしたいと思います。

また、その中の内容で、これ側溝のないグラウンド。だから、ここへ色変わってます。これは多分天然芝。天然芝で今、防風ネットはもう今出ましたか。だから天然芝の場合は、この芝の中に何をとめやなあかんのでしょう。ブロックどめ、そうやないとこの天然芝の砂が皆人工芝へ入りますよ。そしたら目詰まり起こします。そういうことのその打ち合わせとかそういうのは、やっぱり専門家を通じてやらんと、この設計ではようせんでしょう。あんまりしつこいことを言うてもまた困らせるんでなんですけども、その点だけ2回目の答弁をしてもらいましょうか。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

質問にお答えいたします。

まず第1点目、基礎のことについては、当然精算いたします。ということで、よろしく願いいたします。

第2点目、設計の話です。設計につきましては、議員御指摘のとおり、22年に一括して解体、それとグラウンド整備、雨水貯留槽を一括して受けていただいております。そのときの設計では、人工芝という設計ではなかったんですが、この設計業者さ

んにつきましては、設計終了後も変更があった場合、うちのほうから指示すれば、これはそのまま金額変更なしに設計をし直しますというふうな条件を付しております。つきましては、その設計業者さんに人工芝ということで設計変更をただいまお願いしておるところでございます。ただいま当方のほうと技術者と検討、また専門業者さん等と打ち合わせをする中で、御意見を伺う中で、設計会社さんが確実な設計をしてくれるものというふうに認識しております。以上でございます。

（「もともとの解体等の設計者で討論するということですか。また専門家を含めて設計変更するということですか。」と殿井議員、呼ぶ）

○教育部長（三角 治）

設計業者さんは設計業者さんなので、設計業者さんはいろんなところからデータを取り、またバックデータ等々を調査しながら設計業者さんが設計するというところでございます。ただ、そのときにはうちの担当も入りながら、専門的なことを検討していくということでございます。

（「オーバーフローを起こしたら。」と殿井議員、呼ぶ）

○教育部長（三角 治）

そのグラウンドへためるというふうな話なんですけど、これにつきましては、過日総務文教常任委員会でお話があったことと思いますが、もしオーバーフローして、全体がオーバーフローした、例えば吉備中の前の道もオーバーフローしてどうしようもなくなったという場合においては、あそこは30センチ低いので、あそこに一時、30センチ分の水が来るであろうというふうなことで申し上げたことでございます。ここに最初から30センチためるというふうな設計ではございません。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

そうじゃなくて、1,000トン、1,000トンのタンクを埋めるわけですね。普通、本来なら最初は2,000トンのタンクを埋める、1個で。それを1,000トン、1,000トンと区別して埋めましょうということでしょう。だから、その1,000トンのタンクがいっぱいになってオーバーフローを起こしたら、このグラウンドを30センチ下げてるから、そこへためておくということでしょう。だから、普通グラウンドというのは、中が高くて、側の側溝へ流すような設計をするのが普通のグラウンドですわ。だから今言うてるのに、これ下へ下げてここへ水をためる。そしたら、これ人工芝を張ってますね。だから人工芝の上へ水が30センチほどたまるということで、オーバーフローを起こしたら。今、部長が言うたのは、よその側の側溝の水が何してたらいったらたんになるからこれへたまる、それはそんなグラウンドどこにありますか。グラウンドというのは、グラウンドへ降った水を外へ流さんと、中

へためてここの裏の池みたいなもんです、庁舎の。そういう設計というのは、これはそやけどまやかして上げてきたん違いますね、この図面は。だから、そういう図面で設計して仮にやった場合に、えらい後で支障出ませんか。前の第3保育所みたいに水がひかんと、また増額を出して、500万円も600万円も出して、また側溝をし直してやる。

だから、これは前のなんで、そしたら今現在、はっきり言いますよ、もう、岡本設計さんが書きました、とりましたね、この図面を。解体もグラウンドも一緒やと。だから、これは岡本設計さんが、今いわゆる技術提供して、ある第三者から見積もりをとって、こういう専門的なもんを見積もりとってこれを起こしてるんでしょう。そうやないとおかしいでしょう。設計依頼して、三者見積もりとって、それでこの図面を起こしてるんでしょう。そやけど部長、子どもが使うとこなんです。グラウンドへ水ためる発想らってどこにあるんですか。このグラウンドのふちへ側溝がついてますか。だから、そういうことのないように、ミスのないように、そやないとまたこれ張ったわ、なぜこういうここをつつくかという、紀美野町で今度国体が行われますね。ホッケーのグラウンドに紀美野町がなってます。ここへも行ききましたね。ここは下がごみ捨て場だったんで、それを7年か8年たってるから、もうかんかちになってるやと思って人工芝を張ったんです。ところが地盤が緩いために蛇が泳いでるような格好になってもうて、これできないんです、開催が。難儀してるんです。だから、それをごまかしごまかしやってやっています。

それと今さっき朝の質問で言うたように、近大附属高校・中学校が現在この人工芝をやっています。ここをやってる経過を僕とったんですわ。そしたら、近大が今現在やってるんです。これやってるのに、分離発注じゃなしに統一発注にしてるんです。統一発注ということは、やっぱり技術的に難しいもんがあるから統一にしたと。そうやないと今現在やってるとこ自体が、ほとんどこの和歌山県で9社ほどあるんです、今人工芝をやってるとこ。だから冒頭に言うたように、昼まで言うたように、近大附属中学校・高校、これ以外にうちが初めてなんです。だから、ほかから物すごい注目を浴びてるんです。だから、それだけに慎重にやってもらいたい。人工芝を張って、それで順序から言うたら、まずその基礎の部分を残す、このメリット。もう1回聞きます。基礎の部分を残す、全部撤去のはずをどのくらい残すんですか。まず100としたら、どのくらい撤去して、その地下タンクを埋めるところはもう当然撤去しますね。何%を残して、それでどのようになって、その上へ固めますね、その下の部分を。それへ碎石を敷きますね。それで透水用の何を敷きますね、舗装のものを。それでその上へ芝が乗りますね。そしたら結局は、その上へ今度オーバーフローしたら水をためるということでしょう。そんなグラウンドで水をためるって、そんなとこへ水をためてどないするんですか。人工芝の芝生自体が泥ぐつになってわちゃわちゃになりますよ。

それで、なぜ側溝がないんですか。そういう何で慎重な追加的なもん、増額でまた出てこんなん、またやり直さんなんていう危険性があるのに、なぜそこまでもうちょっと専門家を入れて検討してきっちりしたことを教育課ができないんですか。また後でやり直すんですか。そこらの決意とか、どのようにするかという企画をもう一遍この議会で聞かせてください。

それと議長、議長も総務文教の会へ出席されましたね。そのときに、我々総務文教から教育課のほうへ大分質問が出ましたね。そのようなとんちんかんなことをやらず行政っていうのは、どういうふうにとったらいいんですか。また教育の場所ですよ。もうちょっと慎重に考えるべきと違いますか。そこらの答弁、議長もほんまに心配してくれてるんです。だから液状化も起こりますね。要するに液状化というのは、基礎の残した部分は丈夫なんです。その側が軟弱なんです。あそこの地盤は、結局かかる前に、地盤を起こして土のぐあいとか試験掘りして、どういうぐあいになってるかという、あそこは河原土なんです。河原というのは、昔から池みたいなもので、下へ逃げないんです、水が。必ずオーバーフローしますよ。オーバーフローしたら、この人工芝はわやになってもうて、目詰まりしてもうて、今度はどうもこうもならん、そこらの点をどう考えているんか、その説明をお願いします。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

お答えいたします。

順を追って、まず基礎のメリットということでお話があったと思います。基礎をなるべく残すというのは、当初は設計では全部とってしまうということでございました。ただ掘り進んでいくうちに、これも御指摘のとおりなんです、あそこら辺は河原土をとったところとございまして、やはり粘土質であるというふうなことから、これをもともとベースがあるフーチンのあるところまでそれをとってしまうより、これをのこしたほうが、これ以上下がらないということでメリットがあるということで、これを残すというふうな判断をさせていただいて、最終的にはこれは精算いたしますので、その分だけ費用がかからないということでございます。

どれだけ残すのかということになりますと、この前、総務文教でも示させていただきましたとおり、この図でございますが、ここの2カ所にタンクが入ります。2, 000リットル、2, 000リットル、トータル4, 000リットルです。ここに2棟が建っておりましたが、タンクのある部分だけ、タンクの部分だけは下まで掘らせていただこうと思います。それ以外のもについては、全て残していくというふうなことが一番工法的にいいだろうというふうなことで、地耐力も考えましてそういうふうにさせていただくということでございます。ですから、ちょっと何割かというのは、ここではっきりした数字は持っていないんでわからないんですが、感覚的に2割ぐらい

でしょうか。2～3割かかもしれませんが、その分以外はフーチンから下は残すというふうなことでございます。

それとグラウンドにたまるという話なんです、これはこの前の総務文教の中で出た話なんです、オーバーフローした場合、雨水は吉備中学校の中の水は外に基本的には出さないというふうな地元さんのお話がございますので、一時的にその2,000立米掛ける2、4,000立米の中へためていくということでございます。ただ、もし万が一それ以上の雨が降った、ゲリラ豪雨が最近ございます、そういうふうになった場合はどうなるのかという御質問であったと思います。その際には、周りもかなりオーバーフローするであろうということで、30センチ低いここが一時ダムのようになって、災害を防げるようになるのではなかろうかという想定でございます。最初からここを30センチためるというふうな話ではございません。

それと溝についてでございます。周りの溝は当然でございます。全く溝がなしということであれば、ここに水がたまってしまいますので、溝は普通でございますということでございます。

あと分離発注につきましては、地元業者さんが優先というふうなこともございまして、分離発注も検討の中に入っておるということでございます。ただいま町長が申し上げましたとおり、どういう方法が本当にいいのかということは今検討中でございます。議員御指摘の近畿大学のところ、最近できました。私どもも実はきのう行って調べてまいりました。これは分離発注ではなくて同時発注でございました。こういうふうな事例、またほかの新宮の事例もそうですし、さまざまな事例を研究する中で、教育長が申し上げましたけれども、安全で安心な本当に子どもたちのためになるようなグラウンドをつくっていききたいというふうなことでございます。ただいま設計中でございますが、いろんなことを検討しながらベストな選択をやっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく御指導等をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

最後にお答えをしたいと思います。

実はこの設計は、もう22年に一括設計を委託して、その中の1条に、またいろいろその設計変更があれば設計変更に対応するということです。多分今度は無料だと思っております。その中で受けてくれた業者は、その設計に十分耐えるという判断をしております。それともう1つ、オーバーフローの話がありますけれども、これは区の方とできるだけ雨水を広くなったんで流さないようにしてほしいという要望があって、地下タンク、1,000トン、1,000トン2つ据えています。それで平常時については、最後にそこの30センチたまるというのは本当に経験したことの無い豪雨とい

うんですか、今気象庁が新たにした基準、そういうときが来た場合に、もしかしたらたまるかわかりません。そういうことでしっかりと対応をしてみたいと思います。

○議長（湊 正剛）

もう1回、特別に10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

もうまとめます。僕ね、なぜこれを言うかという、やっぱり教育の場所、学校のグラウンドってということで、万全を期しないと、第3保育所みたいな間違いで水もひかん、何にもひかん、20日たってもまだ水がたまってるという状況を目にしているから、とことん追求して業者と何せんと、やっぱり餅屋は餅屋です。岡本設計さんは、それは建築とかそういう関係では十分な処置をとられていると思います。でも、ここ人工芝にかけたら、やっぱり全く素人です、はっきり言うて。感覚が違います。あから僕、もう追求はしません。ただ最後に、この図面を起こしたのはどこですか。この委員会へ提出された図面は、どの設計業務に当たって起こしたんですか。これだけ最後に聞かせておいてください。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

それは、説明用にこちらが作ったものです。説明用です。

○議長（湊 正剛）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 13時34分

再開 13時36分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開します。

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順6番 11番（竹本和泰）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、16番、竹本和泰君の一般質問を許可します。

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回、将来にわたって安心して暮らせる活力ある町であることを願い、地域に即した行政の推進と効率的な財政運営及び財政の見通しの2点について、町長、部長に所見をお伺いします。

まず初めに、地域に即した行政の推進についてであります。

有田川町は都市化の進む地域と過疎化・高齢化の著しい中山間地域を抱えています。それぞれの地域の実情を踏まえ課題を明らかにし、その対応策を考えていかなければならないと思います。そこで行政推進の基本的な考え方について、町長の所見をお伺いいたします。

次に、地域に即した行政のかなめとなるのは、各部の職員にかかっていると思います。各部課の課題とその対応策について、全ての各部長にお聞きしたいけれども時間等の関係もあるので、今回、総務政策部長、福祉保健部長、産業振興部長、教育部長にお伺いをいたします。その他の部長については、また次回でお伺いさせていただきたいと思います。

続いて2点目に、効率的な財政運営及び見通しについてお伺いいたします。

あと数年で合併して10年経過となります。合併により効率化が図られ、行政経費が少なくて済むとのことから、交付税は算定がえとなり、約12億円が減じられると言われております。今後、投資的事業等行政運営に大きな影響が出てくると思います。そこで町長にこのことについて、どのような認識であるのかお伺いをいたします。

それから、町の財政は国や企業と異なり、見通しは立てやすく、財政の悪化を招くのは財政運営の甘さから来るものであります。現在の起債残高の状況や今後の交付税の削減等から厳しい財政運営が強いられると思われまます。責任の持てる財政運営を願うものであります。総務企画部長に決意ある所見をお伺いいたします。

以上、私の質問ですが、町長には基本的な考え方、そして部長には具体的にどうするかといった自信のある答弁を求めまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

竹本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、町の現状に即した課題の認識はというお尋ねであります。

議員御指摘のとおり、有田川町にはいろんなそれぞれの事情の異なる地域があります。都市化の進むとこ、その一方でまた少子高齢化、非常にお年寄りの多い地域があると思います。先ほども申し上げましたとおり、いろんな課題があることは認識をしております。特に山間部、地方におきましては、老人福祉が中心で、もう既に買い物のできないお年寄りがふえているところもたくさんあります。このことについては、先日、松源さんが国の補助金をいただいて、これも清水地域の奥でありますけれども、2トン車と軽とを併用で移動販売をしてくれるという契約を結んでおります。こうしたことも今後いろんな視野の中に入れながら、しっかりと対応していきたいと思っております。それと同時にまた今、農業におきましては非常に放棄地の農地がたくさんふえてきていることも事実でありますし、また鳥獣害の被害も非常に多く発生しており

ます。課題については、本当に尽きないほどあるんですけれども、1つ1つ着実にしっかりと対応をしていきたいと思っています。

それから、交付税の算定替の減額についての認識はというお答えでありますけれども、議員も御承知のとおり、あと10年後には合併の算定替の特例というのが切れることとなります。そうすれば、今の試算では、一般財源というか交付税において、当町で約12億円ぐらい減額されると聞いています。これも今のところ、ちょっとまた国のほうでいろんな動きが出てきております。

先日も前の県の副知事でありました原さんという方、御存じだと思いますけれども、我が町へ2時間ほどちょっと遊びに行くと言って来てくれて、いろんな合併したことの課題というものを聞かせてほしいということで2時間ほどここにおってくれました。その中で、多分合併の算定替が終われば、恐らく有田川町の人口規模から言えば、庁舎を1カ所分しか認めてくれないし、そのほかのところもいろんな削減をされると思います。その中で原さん、今、交付税の関係の部署でしっかり頑張ってくれています。それで、その中でいろんなお話をさせていただきました。それはなるほど合併して特例の算定替の期限で僕らもよくわかっているんやけど、今の実情を見てもうたら、こんな広い町で、例えば清水行政局、これはもう必要ないと言われるのであれば本当に困るんやと。多分大きな災害が起これば、ここら辺よりかその地域が災害起こるんで、やっぱりここはしっかりと必要やと認めてほしいという話もさせていただきました。2～3カ月ほど前ですか、そういったことで国会議員が寄って、原さんもその場で合併したとこの実情というのをお話をされたようであります。我々もこれから合併して、みんなで人員も削減をしながら頑張っているんで、ぜひそういうことの起こらないように、これは有田川町だけと違うと思います。合併した全てのところがそういう思いを持っていますんで、これからも算定がえの特例については、ぜひ急激にというか、もう全部国の方針どおり減らさないようにということ、これからもしっかりと国のほうにも伝えていきたいなとこのように思っています。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

竹本議員には、2点ばかり僕に質問ということでございます。

まず1点目の地域に即した行政の推進をということで、所管する部署の課題と今後の対応策についてということでございます。

それにつきましては、総務政策部の課題といたしましては、何といっても先ほど町長も申しましたとおりでございます。合併算定替の期限によります平成28年度からの交付税の段階的削減、これが非常に大きな課題となっております。交付税の削減額につきましては、現在の試算では最終的に約12億円に達する見込みでございます。この影響につきましては私の部はもとより、町行政全般に及ぶ非常に重要な懸案

であるということのように思っております。この状況を乗り切るためには、経常的な歳出を減らしていく以外には方法はないと思っております。ことしの予算編成におきましても、最も重要なこととあります歳出ありきではなしに、まずもって第一に歳入はどのくらいあるのよということから入りまして、歳入に重点を置いた一般財源の枠配分方式、これも堅持してやってきてございます。25年度の一般会計の予算のベースで申しますと、経常経費マイナスシーリング5%という目標を掲げてやってきておりました。結果は5%にちょっと足らなんだんでございますけども、4%弱が減ったということになってございます。このことにおきましては、次年度以降につきましても2%から3%、これをシーリングかけていかざるを得んのかなと思っております。その旨をみんなと一緒に共有して削減していきたいと思っております。

具体的に言いますと、職員数の減によります人件費の削減、これにつきましては住民のサービス低下につながらないような職員の配置等を考慮しながら、平成30年度ぐらいまでには、定員適正化計画では今現在の383名から368名程度、15名ほどの削減をする予定となっております。普通建設事業につきましても、必要な事業量は確保しつつも、その必要性を十分吟味して取り組みまして、地方債の借入残高を抑制していきたいとこのように考えてございます。そして、何よりもこの難局を乗り切るためには、職員1人1人の意識づけ、これが一番大事ではないかなと思っております。職員に対する啓蒙と意思統一を図りまして、一丸となってより一層の行財政改革に取り組みまして、最小の経費で最大の効果が出るように行財政に取り組んでいきたい、このように思っております。いずれにいたしましても、我々町職員1人1人、意識改革が最も重要であるとこのように認識してございます。

それと2番目の今後の財政運営と財政見通しということでございます。これにつきましては、現在既に事業着手しております大型事業につきましては、吉備中学校の改築、そして消防庁舎の改築、あさぎり周辺整備等々が大きなものでございます。これも25年度で事業を完了する予定となっております。その後におきましては、大きな新規事業というのは今のところまだ予定はしてございません。今後、中長期的に財政計画ということを考えますと、最重要課題と申しますと、いかに先ほども申しましたとおり、経常経費の削減を図っていくことができるかということでございます。起債の償還等々では後年度におきまして高負担とならないような健全な財政運営をしていくことが最も重要ではないかなとこのように考えてございます。

それでは一般会計ベースで24年度から32年度ぐらいまでの財政見通し等々について、数字的にちょっと御説明させていただきたいと思っております。まずもって収入の部におきましては、地方税につきましては24年度決算で約28億9,000万円、32年度では少し減りまして28億1,000万円ということで、8,000万円の減額ということでございます。それと地方税のうちの普通交付税につきましては、24年度決算で約62億円、それが32年度で、先ほど申しましたとおり12億円程度減

るということでございます。50億5,000万円程度ということで11億5,000万円の減額ということで見込んでございます。

次に、町債につきましては、公債費の償還によります財政圧迫を防ぐために、当該年度の公債費、過去に起こした起債の償還金でございます。これを当該年度の町債の発行が上まわらないように、目標を90%以内と定めて運用をしまいつておったところでございますけども、ここ2年ほどにつきましては大型事業等々がございましたので、実は達成はできておらんというような状況でございます。25年度事業、大型事業でございますけども、これが完了しましたならば、今後におきましては起債の発行額を必ず目標数値以下に抑えていかざるを得ないとこのように考えてございます。それで公債費につきましては、24年度決算で30億4,000万円程度、それと32年度におきましては12億1,000万円程度ということで、18億4,000万円程度の減額ということで見込んでございます。ただし、これは何も事業をせんのかということでございますけども、普通建設事業につきましても、32年度におきましては10億5,000万円程度の計画としておりますので、一定量の事業量は見込んでございます。

次に歳出の部でございますけども、人件費につきましては、先ほども申しましたとおり減ります。24年度の決算ベースでは約29億6,000万円、32年度では約28億5,000万円と1億1,000万円程度減額すると見込んでございます。

次に公債費につきましては、24年度の決算で26億2,000万円程度、それと32年では約20億7,000万円程度と、これは起債の償還でありますので、今借りた部分をなしもていくということでありまして、余り減額にならず、5,000万円程度の減額ということで見込んでございます。

次に町債の残高、先ほどの質問の中にもございました。町債残高につきましては、平成24年度決算では、一般会計で約253億3,000万円でございます。それで、32年度におきましては約199億4,000万円ということで、53億9,000万円が下がるというふうに見込んでございます。

続きまして、実質公債費比率につきましては、平成24年度は3カ年平均いたしまして12.7となっております、前年に比べまして0.8ポイント減少してございます。今後につきましては、27年度の時点では10.6%、平成32年におきましては、少し上がるんですけども12.4%ということで、ことしに比べますと0.3ポイント減少ということでございます。

それと預金のほうでございます。基金でございます。財政調整基金につきましては、現在、この年度の末で40億円程度になってございます。合併当時では約17億円程度だったと記憶しておりますので、そこへはもう大分積み上げさせていただきました。それで今後においては、新たな積み立てはもう台帳へはせずに、公共施設整備事業等の特定目的基金等へ積み立てさせていただきたいとこのように考えてございます。取

り崩しにつきましては、経費の節減や特定目的基金等の活用によりまして、29年度までは決算ベースで取り崩すことなく予算が編成できるとこのように今見込んでございます。ただし、その後におきましては、1億円から2億円弱は取り崩して繰り入れしなければ、とても予算が組めないというような見込みを立ててございます。

以上、中長期的な財政計画ということでございます。今後も義務的経費であります人件費の削減については、住民サービスの低下につながらないよう配慮しながら、また公債費には、実質公債費比率を注視しながら、地方債の発行を計画的に実施いたしまして、物件費につきましては可能な限り経費節減に努めまして、最小の経費で最大の効果が上がるようにということで、財政運営に取り組んでいきたいというように思っております。

最後に、財政規模はどんなもんよと考えておるのかということでございますけども、今、国で示しておる標準財政規模というのは、私たちの町で101億円程度でございます。それで今、160億円、170億円という大きな予算を組んでおりますけども、合併算定替の激減緩和措置が終了する年ぐらいには120億円から幾ら高くても130億円までに予算を抑えなければならない、そういうふうにしてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長（中島詳裕）

私のほうからも、所管する部署の課題とその対応についてお答えさせていただきます。

福祉保健部においては、町民の皆さんが安全に安心して暮らせる町であるために、日々住民サービスの向上、児童福祉、障害児者福祉、高齢者福祉の充実、住民の健康づくりと保健医療の充実等に、職員一丸となって努めております。待ったなしの高齢化の進展と少子化の進む中、福祉の充実を図る上で、地域の格差が生じないように努めていきたいと思っております。限られた財源の中で、いかに町民の方々に納得される福祉施策を展開できるかであります。これらの福祉行政を考えるときに、関係職員のポテンシャルの向上、制度・仕組みの積極的な活用と、民生委員さんを初め社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの関係諸団体とのさらなる連携強化に加えて、町民の方々にも地域福祉のあり方について理解と協力を求めていくべきであると思っております。そのためにも、常に関係職員に地域福祉に対する問題意識をキープさせる中で、住民のさまざまな要望に町民目線で迅速に確実に対応してまいりたいと思っております。

今後も、議員におかれましては、私どもに対して今まで以上に、また御指導のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、林孝茂君。

○産業振興部長（林 孝茂）

それでは、所管する課題とその対応策につきましてお答えさせていただきます。

産業振興部では、先ほど町長の答弁の中にもございましたが、特に過疎、高齢化が進む山間地域での耕作放棄地の増加が問題となっております。その対策としまして、生産条件不利地域での耕作放棄地の発生を防止するために、まず1点目としまして、中山間地域等直接支払交付金制度を活用してございます。これは、国土の保全、水源涵養、良好な景観形成等の多面的機能の確保等を図るためにこの制度を活用してございます。24年度の実績としましては、取り組み集落につきましては80集落ございます。その面積でいきますと、1,740万2,827平方メートルの面積となっております。この補助金額としましては、約1億9,000万円程度の補助を行ってございます。

次に、戸別補償制度であります。これは水田農家の経営安定のためにこの制度を活用してございます。平成24年度の実績としましては、この制度を活用されている農家は524件となっております。

次に、農地銀行の制度でございます。農業委員会が農地の貸し借りを責任を持ってお世話する制度であります。今までの実績としましては、平成22年度には10件、23年度には16件、24年度には6件、25年度は4件となっており、今この制度を活用してございます。

その次に、また特に最近では、鳥獣害による農林作物への被害が増大してございます。これらを防止する対策といたしましては、平成24年度実績としまして、鳥獣害の捕獲数でございますが、猿91頭、イノシシ804頭、日本シカ383頭などで、全部で1,520頭を捕獲してございます。

次に、防護柵の設置でございます。これにつきましては、国庫補助分、県費補助分、町単分というふうな3つの制度からなっております。特に国庫補助分につきましては、延長は1万3,640平方メートルとなっております。実施場所につきましては、船坂、出、丹生、沼、田口、大谷地内でそのような防護柵を設置してございます。県費補助金としましては、防護柵には78件、箱わな等には17基というふうな補助金を利用して設置してございます。そのほかに町単分としましても、防護柵としまして99件の防護柵を設置してございます。このように被害の拡大の防止に取り組んでございます。

続きまして、商工観光課としましては、本格的な人口減少社会を迎え、町の活性化のために交流人口の取り組みに活路を見出そうと色々な事業を展開してございます。特にあらぎ島の景観保全と地域おこしプロジェクト事業を展開してございます。平成24年から26年の3カ年に4つの柱をもとに展開してございます。

まず、あらぎ島の景観保全という柱がございまして、それと観光客の受け入れの基盤

整備ということで、あらぎ島の展望所の設置などをしてございます。その次に、滞在時間を延ばす仕掛けとしまして、行灯アートの展開、あるいはまた清水米のお米のお土産化などに取り組んでございます。そして情報発信としましては、先ほど冒頭に町長からもございましたが、全国棚田サミットの開催につけての情報発信、あるいはまた保田紙の始まりにちなんだ清水イケメン3人衆というのも情報発信に取り入れて取り組んでございます。

さらに和歌山県では、平成26年度には紀伊山地の霊場と参詣道、世界遺産登録10周年、また平成27年には高野山開創1200年や紀の国わかやま国体などビックイベントが、これから3年続いて訪れるというようになってございます。これらを観光振興の契機として、ほんまもん体験や田舎暮らし、あるいはまた歴史やロマン、四季折々の魅力、そして有田みかんや山椒などのブランドで有田川町を売り出していこうと考えてございます。これらを中心に地域の特性を生かし、多様な産業・観光・交流の機会のあるまちづくりを推進していきたいと考えております。このためにも職員1人1人が住民のニーズを的確に把握し、国や県の施策等情報収集に努め、少しでも有利な情報を住民の皆様提供できるよう、今後も積極的に取り組んでいきたいと思っております。議員皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

それでは、私の部の教育部のほうから、所属する部の課題と対応策ということで話しさせていただきたいと思っております。このような機会を与えてくれまして、まことにありがとうございます。

まず、教育とは町の基本社会基盤の根源であるということ、そして現在から未来に至る最も重要な施策であるというふうに認識しておるところでございます。子どもたちには生きる力を、そして人間力、情緒力を、そして大人たちには生きがいと豊かな心の育成、それを目指して、この町に住んでよかった、生涯学習のまちづくりを進めていこうというふうに思っております。

まず、私たちの教育では、2つの課と小・中学校、保育所、図書館やスポーツ施設などを抱え、みずから学ぶ意欲と時代と社会の変化に対応できる生き生きとした有田川町づくりを目標に日々取り組みを行っております。

こども教育課では、従来、子育て支援と教育というものは、ややもすると一体感がなかったことによる弊害を取り除くために、私どもではゼロ歳から15歳までの一貫した教育を行える学園構想というものを主軸に、保育所、小学校、中学校、そして地域の連携を行い、地域、保護者と3者が一体感を持って子どもの健全な育成を図り、確かな学力の育成と豊かな心づくりに取り組んでおります。これは私ども町の独自の大きな特徴でございます。そのため、指導方針の熟慮と指導者、先生を含め保育士、

先生への自己研さんの機会の創設というものも行っております。教育は人なり、教育力を高め、教師力を高め、保育士も保育士力を高めていくというふうなことでございます。

社会教育にありましては、生涯学習社会の構築というものを課題とし、これを基本テーマにしております。この町に住んでよかったというものを実感していただく事業・行事や施設整備に努めております。日々の暮らしの中で、潤いと安らぎを持つことはなかなか難しいことですが、その課題を克服するのは生涯学習であると意味づけ、生きがいと豊かな心を育成するのを目標にしております。例えば、本町の特徴的事業といたしましては、子育ての町を推進していくために絵本に着目し、絵本の持つ力を生かし、子育てに生かしていくこと、またあらぎ島を景観の国宝とも言われる重要な文化的景観に指定していただき、文化・歴史継承を行っていきたいということ、またその活用も行っていきたいと考えております。

そして、高齢者が心豊かに暮らせる事業も展開し、また国際交流や中学生海外研修などによる人材育成なども行っております。また全国的にも注目されております新しいタイプの図書施設アレックなど、多彩な生涯学習活動を展開しております。

以上が、私ども教育委員会の基本的な目標でございます。簡単にまとめさせていただきますと、質の高い教育と保育、確かな学力の要請、豊かな心と健やかな体の育成、家庭と地域の教育力アップ、そして生きがいづくり、文化の継承ということにあります。ひとつづくりはまちづくりでございます。今後とも皆さん、議会の皆様方と一体となって進めていきたいというふうに思っております。御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

今、答弁を各部長からもしていただいたんですけども、ただ美しい言葉でこれへ書いてるような形ではなしに、地域に本当に入り込んで、もっと地域の実情を把握した中でやっていくということが、きめ細かな対応をしてほしいし、各地域の実情を知ることが本当にまちづくりの基本であると思うんですけども、ただ長期総合計画へ書いているようなことをいっつも聞きたいことはありません。ただ表面だけでなく、地域に踏み込んだ、地域住民の声を聞いていくと。自分がそれぞれの地域に住んでいる場合は、何が必要なかというあたりをもっと深い形で掘り下げた中で考えてほしい。そこら辺が非常に薄いんじゃないかというような気がするわけです。

各部長においては、町行政全般を見詰めた中で所管する部課の業務を行っていると思いますけれども、それぞれ各地域の課題に即した取り組みをしていただきたいと思います。非常に有田川町であっても、先ほど言うたように都市化の進む地域、また過疎化、高齢化がどんどん進んでいく地域、限界集落もふえてきているわけです。そういった

中で、本当に安心して暮していくためには何であるのかというあたりを踏まえた中で、今後やっぱり業務に当たってほしいなという気がするわけです。

それぞれの4人の部長から聞かせていただいたんですけども、財政面については非常にいろいろ言いたいことも多いわけですけども、福祉の面についても安心・安全という言葉ではなしに、この地域はやっぱりこうやっていかんなんというあたりを考えてほしい。そこがやはりもっと地域へ踏み込んだ形で入っていくように考えていただきたいなというふうに思います。

産業についてもそうです。非常に衰退していく地域が多いわけですから、そこへ入り込んで何が必要なのか、そこを活性化する、あるいはそれぞれの地域にも地域づくりの団体とかいろいろあるわけですけど、どのように町として支援をしていくのかというあたりが非常に大事ななというふうに思うわけです。もう少し踏み込んだ形で行政を進んで。教育にしても学校施設そのものが大変整備をされました。しかし、通学の面においても、過疎地域においては非常にスクールバスもあるわけですけども、スクールバスの乗り場まで1キロぐらい歩いて行くわけです。非常に安全面等、交通の安全と言うよりも、途中のイノシシとか、いろいろそういう形での安全面はどう対応していくんかというあたりも非常に大事ななと思います。

非常に教育部長のほうも美しいことと言うてくれたんやけども、質の高い教育とか生きがいづくりが、それはもう当然そういう方向で進めていただきたいと思うんやけども、それまでの、それに対応できるような形での地域での取り組みというものも考えてほしいなというふうに思います。

それから、財政面なんですけども、非常にあと2年4カ月ぐらいで10年が経過します。非常に交付税も12億円削減となるわけです。交付税の削減というのは、もちろん合併した場合に、町長も1人でいいし、助役も1人で、あるいは職員も減らせる、農業委員会とか税務委員会とか、さまざまなそういう方で効率化が図れる。それで行政経費が要らんがために12億円少なくなってもいいだろうということで12億円が削減されるわけです。旧3町でばらばらの生活をするよりも、1つにしたほうが経費が要らんという形で。当然そういう形の中で、非常に今交付税で65億円ですか、それが12億円減るということが、建設事業費にしたら12億円が30億円以上の影響が出てくるんじゃないかというふうに思います。

平成25年度の建設事業費が27億1,900万円、それ以上の影響が出てくるということになりますと、先ほど部長も32年度に10億円ぐらいは建設事業ができるんじゃないかということが言われましたけれども、非常にそれも厳しい状況であろうと思います。財政の悪化を招くというのは、これは財政の見通しというのが、国や企業と違って不景気なさけどうこうと違って、一番財政の見通しは立てやすいわけです。非常に不測の事態が生じたとしても、それはほとんど町費ではなしに国費で対応してもらえんと思いますから、非常に企業のように不景気やからこうであるというような

形ではなしに、これは財政の悪化を招くということは、本当に財政の見通しそのものに甘さがあるからだと思うんですけども、そういうことで十分吟味していただきたいなというふうに思います。

交付税にしても、25年度の公債費が26億7,900万円、その中で元金が23億円です。もちろん利子も要りますから、それが借り入れで26億8,000万円。返す額より借り入れがふえれば、当然交付税も起債額も借金の額も残ってくるわけです。今、起債額で言うたら、借金額で言うたら、一般会計で250億円、特別会計を入れたら366億8,000万円の借金があるわけです。そういうことから言うて、まだ今後においてもどんどんと大型事業を続けていますから、起債額がふえてくるんではないかというように予測をするわけですけども、そういった面を十分考えて、それは財政の悪化を招くとしても、町民に何ら責任はないわけです。町の執行部の甘さに出てくるわけですから、そこら辺、十分真剣な責任ある見通しを立ててほしいというふうに思います。行政の全体の方向づけはもちろん町長がやるわけですけど、それを踏まえて、町長が答弁したら、答弁に応じた形で職員も十分入り込んで頑張っしてほしいなというふうに思います。もう答弁はいいです。

○議長（湊 正剛）

以上で、竹本和泰君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 14時15分

再開 14時30分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順7番 2番（堀江眞智子）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、2番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、高齢者福祉について2点と、そして学力テストについて質問をさせていただきます。

まず最初に、高齢者の肺炎球菌ワクチンへの補助について質問をさせていただきます。

今、日本では年間約11万人が肺炎で亡くなっています。日本の病気別の死因はが

ん、心臓の病気、脳血管疾患に次いで肺炎が第4位で、1975年からずっと右肩上がりです。65歳を超えると肺炎の死亡率がぐっと上がるために、肺炎は高齢者の大敵と言えます。県福祉保健部健康局医務課が6月15日に公開した、平成23年、和歌山県の人口動態の概況にも、和歌山県の死因順位1位、悪性新生物28.1%、そして2位、心疾患17.4%、そして3位、肺炎9.9%と県内でも肺炎が死亡原因の第3位であるとともに、その98%以上が65歳以上の高齢者です。

浜松医科大学の呼吸器内科の須田教授も報告をしています。原因菌に有効な新しい抗生剤や抗菌薬が次々に開発されても、なぜ肺炎の死亡者がふえているのか。その原因は、人口の高齢化と耐性菌の増加です。肺炎に対して最もよい対処方法は、肺炎にかからないように予防することであると、予防注射の大切さを報告されています。

高齢者に対するインフルエンザのワクチン接種は、平成13年度より公費助成がなされています。それに肺炎球菌ワクチンを追加することにより、高齢者の肺炎による死亡、長期入院を減少させることができると考えます。実は、私の父も昨年、肺炎にかかりました。75歳以上の高齢者ですから、医療費は1割負担ですが、13日入院して食費込みで7万2,900円、実際の医療費は6万4,060円かかりました。国保会計が払う金額は5万7,540円だと思われれます。ワクチン代は8,000円だと。その後、早速ワクチンを打ちましたので、それは8,000円だったそうですから、1人の入院で約7.2人分のワクチンが無料になりますし、このワクチンは5年間有効ですから、この効果ははかり知れません。

県内では、すさみ町が全額公費負担、古座川町が個人負担1,000円の補助制度を実施していますし、全国的には相当数の自治体で公的助成が行われています。滋賀県では、後期高齢者医療広域連合が3,000円の補助を実施しています。また、和歌山県の後期高齢者医療広域連合も何らかの補助制度を検討しているとのことですが、それを待っているのではなく、有田川町でも肺炎球菌ワクチンの接種の公費負担を実施していただきたい。ことし6月に肺炎球菌ワクチン接種の公費負担を求める要請も町長あてに出されていると思います。よろしく願いたいと思います。

そして2番目の質問です。介護保険制度について質問をさせていただきます。

厚生労働省は、4日、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付を廃止し、市町村に任される新しい地域支援事業に丸投げするという方針を明示しました。社会保障審議会の介護保険部で提案されたものです。150万人に上る要支援者全体を保険給付の対象外にしてしまうこの介護保険制度の大改悪です。同部会で取りまとめを経て、来年の通常国会に法案が提出される計画です。要支援者が受けられる現行の保険給付、サービスの種類、内容、運営基準、人員基準、利用料が全国一律で決まっています。けれども新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで、人員、運営基準もなしとなり、サービスはばらばらとなってしまいます。

新しい地域支援事業の担い手については、ボランティアやNPO、民間企業などを

活用。退職後の高齢者を生活支援の担い手として想定し、高齢者が中心となった地域の支え合いを構築すると強調するなど、サービス提供体制も危うい内容です。新しい地域支援事業への移行は一定程度時間をかけて行うとしましたが、移行の理由について、厚生労働省は中長期的に介護保険料の上昇が見込まれることを挙げ、市町村における効率的な事業の実施により制度全体の効率化を図ると明記しました。要支援者は、全国で約150万人、そのうちの3分の2の約100万人が、介護保険の保険給付として研修を受けた専門職による生活援助や通所サービスなどを利用しています。また、訪問介護や訪問リハビリなどの医療系サービスも使っています。

保険給付が廃止され、ボランティアなどが担う市町村事業に移されれば、こうした医療のサービスも切り捨てられかねません。高齢者の尊厳を保持するという介護保険法の目的に反します。実際に田村厚生労働相は、8月21日の会見で、今の介護保険でやっていると一律のルールの中でのサービスになると指摘。地域でそれぞれ柔軟に対応できるようにしたら、国の財政負担も助かると述べました。全国一律のサービス水準を保障する国の責任を投げ捨てて市町村に丸投げをすることで、財政負担を削っていく思惑を明かしたものであります。

これまで、政府は消費税分を社会保障に充てると言ってきましたが、今回示された介護保険の要支援者外しは、こうした言い分が全くの偽りであることを改めて示しています。財政制度等審議会は、ことし1月21日に軽度者、要支援1・2と要介護1・2に対する介護サービスについては保険給付の対象から除外することとし、市町村任せの地域支援事業を受け皿とするよう求めました。厚生労働省が今回打ち出した要支援者への保険給付の廃止と新しい地域支援事業への移行は、こうした要求に沿うものです。さらに財政制度審議会は、要介護5までであるうち、要介護1・2の高齢者まで保険給付の枠組みから外すように迫っており、今回の大改悪が将来的には要介護者にまで拡大する危険性を示しています。

このようなことが進んでいくと、国の大切な制度でありながら、国が責任を持たないといふとんでもない制度になってしまいます。もともと3%の消費税の導入の際、国は何と言って制度化をしたと思われませんか。これからの高齢化社会のため、そう言って導入したことが私の頭から離れません。その後、20年近く高齢者の医療、介護、年金、よくなってきたでしょうか。先ほど総務政策部長が言ったように、国で決まったことが県を通じておりてくる、それを施行するだけでなく、今、国で審議されている法案などが掲載されている冊子も購入しているとのことですが、国が審議していることでも住民や地方自治体にとって不利になることや、無理なことであれば首長が先頭に立って意見をしていくことが住民の代表である首長、そして私たち議員であると思います。この介護保険の制度の大改悪について、どのように考えているのか見解をお聞きします。

そして3番目の、町実施の学力テストについてお伺いをします。

全国学習状況調査については、全員参加方式の是非と具体的な対策を求める声が高まっています。学力の全体傾向をつかむには、一部の抽出調査で十分と言われていたのですが、今回のテストは55億円もの巨費を投じて全員参加方式で実施されました。しかし、基礎知識の問題はできるが応用は苦手であるという傾向は従来と変わらず、8月28日の毎日新聞では、毎回同様の傾向を確認するためのような連続調査が必要か、一定年の間隔で抽出調査をすることで、的確な把握は可能だろうと全員参加方式を批判しています。また一方で、テスト結果は学力向上に生かせるとして、8月29日の読売新聞社説では、成績が振るわなかった学校に教師を手厚く配置するなど、自治体はテスト結果を教育施策に活用できる、今後も全員参加方式を継続し学力を検証していきたいと全員参加を評価しながらも、学力向上のための教職員の増員など教育条件整備を求めています。

またNHKでは、このテストはもともと学校教育の検証と改善のために始められたもの。しかし、学力の変化を図ることができず、毎年集まった膨大なデータを処理し切れずに次の年のテストに取りかかるという自転車操業を繰り返しています。検証らしきことができたのは、皮肉なことに東日本大震災で全国実施が中止となった2年前に、あいた時間を利用して、それまで4回の試験問題と解答の分析に充てたことぐらいです。必要なのは、このような分析のはずです。例えば、学力の変化を図る新しいテストが軌道に乗れば、全国一斉のテストはやめてもよいのではないかと。続けるにしても、ある一定のサイクルで1年目はテストを行い成績を出す、2年目は詳しい分析に充て、3年目に課題の改善を議論し、次の年のテストの準備をするといった、せめて3年に一度ぐらいのサイクルにとどめてもよいのではないかと思います。

ここで立ちどまってテストの全体設計を検証し、制度設計を見直すことを提起しています。8月29日の京都新聞社説では、傾向や課題がはっきりしているのに同じやり方を続けることにどれほどの意味があるのか。都道府県別のランキングが注目されがちだが、テストは学力や課題を把握する手段にすぎない。小・中学生とも弱点である応用力を向上させるためにはどうすればよいかに重点を置き、指導改善や授業に生かすべきだ。最大の問題は学力向上にどうつなげるのか議論がほとんどなかったことだ。少人数学級でのきめ細やかな指導や家庭学習への支援など、結果を生かす方向へかじを切ってもらいたい。気になるのは文科省の姿勢だ。学校別の成績公表を禁じ、都道府県別にとどめていたのを来年度以降、自治体の判断に委ねることを検討しているという。市町村別・学校別の成績が公表されると、過度な競争に加え都道府県レベルどころか、さらに細かな序列化が懸念される。学校への圧力となり、点数至上主義に向かうようなら本末転倒だ。

心配はまだある。文科省は1人1人の学力をつかむためとして、今後も全員参加方式を続ける構えだが、苦手分野や課題を把握し、指導に生かすのが本来の狙いのはずだ。抽出方式で一定の期間を置く隔年実施でも十分ではないか。テストにかかる55

億円もの巨額を、少人数学級導入など課題解決に回すほうが現実的というものだ。市町村や学校のランクづけはもちろん、学力テスト自体を目的化するようなことはあってはならない。一から見直したらどうかと警笛を鳴らしています。このように全国学習状況調査そのものが重視されていないかが問題なのではないかと考えます。

この上に、有田川町では4月に独自に業者テストを実施していますし、県教委は今年度から県独自のテストを実施する計画です。これでは学力状況を調査し分析することに迫られることは明白です。学校現場では、日々目の前の子どもたちの健やかな成長を願い、教職員が一丸となって取り組みを進めています。それは点数であらわされる一面的な学力の向上だけではなく、情操や人と人のかかわり合いなど未来の主権者として社会を支える生きる力を育てているのです。ところが、学力の調査とその分析に学校現場が迫られるようなことがあれば、本来学校が取り組まなければならない課題を脇に置き、子どもも教職員も一面的な学力を追うだけのことになります。本末転倒になります。私は、現状では全国学力状況調査や県が実施する学力テストを中止することができないのであれば、少なくとも有田川町が独自に実施する学力テストを中止することを求めます。そして県が実施する学力テストの採点を忙しい学校に押しつけるのではなく、町独自の学力テストを中止して、その予算を県が実施する学力テストの採点に充てられないかどうか検討していただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、高齢者福祉の問題について、高齢者の肺炎球菌ワクチンの補助についてという御質問であります。

1988年に、国のほうで23価肺炎球菌ワクチンが薬事承認されております。このワクチンで高齢者における肺炎球菌性肺炎の予防効果、肺炎医療費の減少効果が報告されております。現在のところ、法律で接種の義務のない任意接種に位置づけられており、接種する場合の費用は全額自己負担となっております。1回の接種で5年間は効果が持続するそうであります。

去る8月の和歌山県後期高齢者医療広域連合の事務担当者会議において、平成26年度から後期高齢者医療加入者の肺炎球菌ワクチン接種事業に対し、補助金の交付を前向きに検討していることが報告されました。補助の内容等詳細はまだ示しておりませんが、広域連合が補助事業を実施した場合は、それに準じた予算措置を町でも講じていきたいと思っております。

また、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付を廃止し、市町村に任される新しい地域支援事業へ移行しようとする厚生労働省の方針があるとして、町

としても認識をしております。厚生労働省は、社会保険制度改革国民会議の国への最終報告書をもとに社会保障審議会介護保険部会に平成27年度から第6期介護保険事業計画の策定に関して事業内容及び制度を見直すよう提案しました。最終報告書によりますと、地域支援事業については、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効果的な事業、地域包括推進事業として再構築するとともに、要支援者、これ要支援1、要支援2に対する介護予防給付費については、市町村が地域の実情に応じ住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効果的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地位包括推進事業に段階的に移行させていくべきであると書かれております。現時点では、あくまでも介護保険部会に提案した状況であり、今後部会において議論された内容を国・県・関係省庁である厚生労働省の中で取りまとめられていくものと思っております。

これに伴う法改正は平成27年度になるため、それまでに国により具体的な方向性を示されると考えております。その状況を注視しているところであります。多分これはいろんな団体、もちろん全国の町村会等からも、これは国費でやってほしいという要請が必ず出ると思っております。こう言ったことも含めて、当然もうこれ決まれば、やっぱり町は面倒を見なければならぬことだと思っておりますけれども、それよりか、やっぱりこれは今までどおり、国がやるべきだという要望は必ず全国の町村会からも出ると聞いております。

次に、学力テストについてであります。

学習指導要領に準拠した共通問題による学力テストは、次の4つの目的により必要なものだと考えております。それは1つは、児童生徒の学習の定着度の確認のため、二つ目は、教員の指導力向上のため、3つ目は、学校の教育水準維持のため、4つ目は、教育施策に反映させるため、以上となっております。

さて、議員御指摘の町の学力テストについてでありますけれども、和歌山県の学力テストが平成21年度に中止され、国の学力テストも平成22年度から抽出検査となりました。また、市町村における特色ある教育が推進される中、昨年度より小学校4年生と中学校2年生を対象に、町の学力テストを実施しております。今後については、国の学力テストが今年度より悉皆調査に戻り、県の学力テストも今年度から再開となりますが、来年度以降の実施についてはいずれも不透明であります。このような状況において、町学力テストについてはその意義を学校と共有しながら、継続実施を基本姿勢にしたいと考えております。以上です。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員にお答えをいたします。

学力テストについてでございます。学力テストについては、町長が今答弁なされま

した補足説明とさせていただきます。

学力テストの必要性があるということでございますが、教育委員会と学校では、子どもに対してどういう授業をしていけばより理解が深まるか、学習が進むかを広い視野で考え、教育指導等の改善を図っていく必要がございます。これが学力テストの意義です。そのような改善策を講じることによって、子どもたち1人1人の不足している部分や弱いところなどの改善を図り、一定以上の教育水準を確保していくためには学力テストは必要なものと考えているところでございます。ただ、国が実施をしている学力テストは、小学校6年生と中学校3年生に対する学力テストだと。これでは指導改善の期間が非常に短く、指導や改善の対応策を講じる時間が短期間に限られる状態でございます。

これに対し町独自で実施している学力テストは、これを補完する手段として今後改善する余地のある学年、つまり小学校4年生、中学校2年生を対象として実施するものであります。なお、県の学力テストについては、ことしから始まるわけでございますが、来年以降の継続をするかは不透明でございます。そういうこともあり、町独自の対応は変わらないと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンについては、先ほど言われましたように26年度から後期高齢者の広域連合で前向きに検討されているということで、町でもそれに合わせてやっていくという答弁をいただきましたが、25年度、ことしだけでもその後期高齢者の広域連合でするよりも、まずことしも冬が間近に迫っているわけで、先ほども言いましたように、1人この肺炎にかかると入院が、うちの父の例を挙げさせてもらいましたけれども、膨大なお金がかかるということで、ぜひともまずうちの町で、1年で済むものなら安いことではないかと私は思います。その間にも肺炎にかかる方はおられるのですから、まずこの1年でも検討をしていくことが重要だと思います。まだ9月です。ぜひこの11月、12月となっていく前に早速検討していただけたらなというふうに思います。

それから、介護保険制度については、現時点では部会に提出されているので、全国の町村会からも意見が出るだろうということですが、注視している、決まれば面倒を見なければならないというのではなくて、ぜひもうこのところでわかっているのであれば、全国の町村会からだけでなく個別の自治体からも出すべきだと私は思います。そこのところをもう一度答弁をお願いします。うちがそういう意見書を出せば、ほかの市町村も出していくのではないかと、またそれが力になっていくのではないかとというふうに思います。

それから学力テストについてですけれども、町は小学校4年と中学校2年の学力テストをするということですが、私としましては6年生と中学3年生で学力テスト、有田川町は全国でも秋田の点数よりも高いところもあるというふうに、学力は高いほうだとお聞きしています。そこで高いということは、その前の年についても高いのではないかとそんなふうに私は思う。積み重ねが大事な学力ですから、そういうところを心配しなくても、学校の先生が見る限りでは、この子は学力が低いというのは、もちろんもう個別にわかると思うので、ぜひとも以前から言っているような少人数学級を私は実施していくのに、そういうところにお金を使ったほうがいいのではないかなど私は思います。有田川町はいろんな施策を小・中学校に講じてくださっておりますので、こういうところでも学力テストでもう少し何とかということだと思いますけれども、私はそんなふうに思いますので、もう一度答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

肺炎球菌ワクチンの補助金の件でありますけれども、これは来年度から恐らく後期高齢者の役員会で決まればやると思います。それに準じてやっていきたいなと思う。

以前、堀江議員に言われて、よその町に先駆けて子宮頸がんの補助金を出しました。ところが、いざやったところ、すごく後遺症が出て、今はもうすんなということがあります。積極的にもうしないでくださいという方向も出てます。そこらあたりのもろもろのことを考えて、恐らく後期高齢者の医療制度の中でもそういうことが検討されての実施に踏み切ると思いますんで、それに合わせて予算措置をしていきたいなと思います。

それから、先ほどの介護保険の給付の件でありますけれども、これ1町で出すより、最低でもやっぱり県下でまとまって出すのが効果的であると思いますんで、もう一回、県下の町村にこの問題を提起して、できるだけみんなで出せるようにこれからも頑張っていきたいなと思います。

○議長（湊 正剛）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

堀江議員の再質問にお答えしたいと思います。

本校では、議員御指摘のとおり、基礎の学力というのは非常に大事になってきます。本町では、小学校3年生、4年生の基礎というのは非常に大事であるということで、昨年度からこの3・4年生の基礎を徹底的にやろうということで、県の会、あるいは町独自の支援員を入れまして、クラスを分けまして少人数学級というものを昨年からは始めているところでございます。そこで基礎を教えて、そこがわからなければ高学年、あるいは中学校、高校でもなかなかこれはわかりにくい。そして、わからなかったら

教室の外へ出てうろうろする。この辺が非常に基礎でございますので、3年、4年生は徹底的にやっていきたいなということで昨年から始めているところでございます。以上です。

○議長（湊 正剛）

2番、堀江眞智子君。

○2番（堀江眞智子）

最後に、肺炎球菌ワクチン、来年からやるはずですって、もしやらんからって思ったら、やっぱり各自治体がうちもやろう、あそこもしようってこうなってきたときに、全体でするべきではないかというふうによい案がまとまってくると思いますので、ぜひこの1年もないんですけれども、ぜひとも早速の検討をしていただいて、後期高齢者医療の後期高齢者のそういうところにつなげていってもらいたいなというふうに思います。

それから介護保険については、今も申しましたが、みんなで出したほうが効果があるということですが、ほかのこと、何をとりましても、先ほど子宮頸がんのことについて言われましたが、いいと思うことをするということは、先頭を切つてするということは、町長もほかの部門についてはいいということ先頭を切つてやってくださる方ですから、私は町長にこの質問をしたわけですが、ぜひその町村会の合意を待ってからでなく、ぜひとも町独自で国に出していただきたいなというふうに思います。

それから学力テストですが、町はさまざまな施策で子どもたちの学力の向上に努めてくださっていると私も皆さんも思っていると思います。やっぱり学力テストをすることによって、学校の先生の仕事が、中学校ですけれども帰るのがもう9時になるとかそういう先生の話聞きます。これはもう何年も前から夜遅くまで中学校に電気がついてるなというそういう話もありましたので、ぜひとも先生の負担にならないように、朝7時ぐらいに出て行って9時過ぎに帰る、そして家にいる時間のほうが少ないというようなそういう生活って普通じゃないとも思いますし、それ以上の学力テストをするのが悪いか悪くないかと言ったら、そういうところで問題になってくるのではないかなというふうに思います。それから、競争、競争ということで追い立てることが、子どもたちにとっていいことなのかなというふうに私は思っております。

○議長（湊 正剛）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順8番 1番（増谷 憲）……………

○議長（湊 正剛）

続いて、1番、増谷憲君の一般質問を許可します。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

1番、増谷でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。私は今回、4つの問題を提起させていただいておりますので、順次行わせていただきます。

まず第1問は、先ほども同僚議員が質問いたしました介護保険事業についてであります。私は全体の事業計画についても含めて質問させていただきます。

次期の介護保険制度の内容であります。社会保障制度改革推進法によって今後の医療、年金とあわせて、そのあり方を明記しています。その目的は給付、つまり負担に見合った給付であります。第1に、自助努力、共助を柱に自己責任の強調。第2に、効率化、重点化を挙げ、給付カットを進めること。第3に社会保障制度を基本にするとしながら、国の責任をなくす方向にあること。第4に社会保障の財源は消費税を充てるとしていることであります。こういう中で、これらの改革を進める日程を盛り込んだ、いわゆるプログラム法案を秋の臨時国会に提出しようとしています。そして、早ければ来年度の通常国会に本案を出して、2015年をめどに実施しようとしています。そこで具体化が進んできている次期介護保険事業計画について、新たに盛り込まれる可能性のある事業、サービスなど、ソフト事業や介護事業施設の増設や部屋数の増減などについてはどのように計画をされておられるのか、まず示していただきたいと思っております。

第2点目は、介護保険料の問題ですが、毎回事業計画が変わるごとに保険料が引き上げられてまいりました。今現在、有田川町の基準額は4,700円、第1、第2段階は2,350円、第3段階は3,525円、第5段階では5,875円、そして第6段階では7,050円となっております。そして、同一世帯の中の誰かが課税されていけば、本来本人が非課税の場合、2,350円の保険料が倍の4,700円になり、年間2万8,200円の負担増になってしまいます。このままいきますと、次期の介護保険料は基準額で5,000円を超えるのは間違いないと思っておりますし、ますます保険料を払えない方も出てくるのではないかと心配をしております。そこで次期保険料の見通しについては、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

第3点目として、同僚議員からも質問ありました、要支援を介護保険の対象から外そうとしている問題であります。現在、要支援者1、2の対象者数と、そのうち現在制度を受けている人数はどのようになっているのでしょうか、示していただきたいと思っております。要支援1・2を対象から外すのは、掃除や調理などの生活援助であります。これについては過剰なサービスが自立を妨げているなどの理由で外そうとしているわけですが、しかし専門家からは、ヘルパーはただ単に洗濯や家事援助をしているのではなく、利用者のいわゆる残存能力を見きわめて、本人ができることをやってもらい、生活意欲を引き出すことが重要だと指摘しています。単なる家事援助とは違い、軽度のうちに支援することが重症化を防ぎ、ひいては保険財政への負担を防ぐことにもつながってまいります。

そして、この要支援外しは、人員や運営に関する基準がなく、何から何まで自治体の裁量任せの事業となり、行政のほうからはサービスの切り下げが可能となります。これは全国的な課題でありますから、先ほどの答弁のように、町長は先頭を切って取り組んでいただきたいと思います。この問題は和歌山県議会でも取り上げられ、国の責任において制度を将来にわたって持続可能なものとするべきだと県知事は答弁しておりますし、また要支援外しについても軽度者向けのサービスが見直されたとしても、今まで利用されていた人がサービスを利用できなくなることは困るわけでありまして、また介護保険事業に係る、いわゆる受け皿整備の負担を財政力の弱い地方に押しつけないよう制度を構築すべきであると思うと知事は答弁しています。こういう立場から、町長は知事と連携をして、国に強力に働きかけをしていただきたいと思います。その姿勢を伺いたいと思います。

さらに、要支援者の利用料の引き上げがあることや、施設に入所している要支援者のサービスが在宅サービスで受けられる限度額より高くなっているとして、その分の利用料を引き上げることで考えています。これらのことを踏まえて、しっかりと考えていただきたい。

そして4点目として、次期介護保険事業計画の策定に当たり策定委員会をまたつくって論議するわけですが、策定委員会の人数と制度を利用されている一般町民、要支援者や介護の高い方の家族の代表などを何人公募される予定なのか、示していただきたいと思います。

次に、有田川町地域防災計画について伺います。

ことは局地的な豪雨が昨年の2.7倍にもなり、各地で大きな被害をもたらしています。また竜巻による被害もふえています。そして、政府の地震調査委員会は、南海トラフを震源とする巨大地震の評価を見直し、新たに発生確率を公表いたしました。それによりますと、マグニチュード8から9の地震が今後30年以内の起こる確率を60から70%といたしました。それい伴い和歌山県の防災計画を見直し、有田川町の計画も見直しをされています。そこで、まず地震や水害、竜巻などのへの想定被害についてどのような数値を見ているのでしょうか、示していただきたいと思います。

第2点目に、有田川町地域防災計画で見直しをされた具体的な内容はどのようなになっていますでしょうか。

第3点目は、山間地域での避難体制と人員配置など救助体制はどのようなになるのでしょうか。

第4点目ではありますが、二川ダムの決壊やそれにかかわっての災害の問題であります。私、この間、二川ダムの上流、遠井のキャンプ場から河原へお入りして、そして行けるところまで干上がっている状況を見てまいりました。それで、一番行けるところ、蔵王橋の手前ですが、ここまで片道2キロ近く歩いて、行けるところまで行ってまいりました。これがもう水でつかっているところですが、ここまで行って現場を見てま

いましたら、やはり心配しているのは、当初県が想定していた100年で土砂がたまる計画よりも、既にもう40年余りで70%土砂がたまっているのを、歩いてみてやっぱり実感いたしました。そうなりますと、ダムの貯水能力の問題や災害に対する危機感がますます強くなってくるのではないかと、このように考えています。そうしますと、一番心配するのは二川ダムの決壊、なくても両翼の弱い護岸の崩壊が起こらない保障はありません。起こることを想定しての下流への対策はどのように考えておられるのか示していただきたいと思えます。

第5点目として、自主防災組織についてであります。平成24年3月末現在の数字で、県内の各市町村の自主防災組織の組織率が90%以上が14自治体、有田川町は75%となっております。自主防災組織の未設置区の数と、そこへの設置に向けての特段の要請、訓練などへの援助が必要だと思えますがいかがでしょうか。

第6点目として、これまでの備蓄は県1日分、市町村1日分、家庭1日分の計3日分とされてまいりましたが、被害の大きさから見直しが行われ、1週間以上の備蓄が必要となりました。県は孤立が予想される地域を中心に備蓄の量をふやすとしていますが、各戸への備蓄対策をどのように推進されていられるのか、また倒壊への対策支援は木造住宅で1階部分の補強で100万円ぐらいかかると言われておりますけれども、この補助金の引き上げが鍵になると思えますが、どのように引き上げられていられるのか考えていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

次、3つ目に、町内誘致企業の雇用状況と働きかけについて伺います。

人が働きながら賃金を得て、安心して生活ができるためには、安定した雇用が欠かせません。企業に労働者を自由に解雇できる権限を与えたら、安心の土台が崩れてしまいます。今、解雇の自由化や正社員雇用の流動化などの規制改革を進めようとしておりますが、企業に労働者を解雇する自由を与えるだけであります。年収が200万円に満たない低賃金の非正規雇用が急増し、無法な正社員リストラ、退職強要が横行するなど、人間らしく働き、生活できる権利が軽んじられています。賃上げと雇用の安定こそがデフレ不況を打開する課題でありますし、また町財政にとっても自主財源を大きく生む要因ともなっております。安定した雇用の場をつくることは、人口減少の中で若者定着に大きな役割を果たすものだと思います。

厚生労働省は、この9月の1カ月間を、1、長時間労働の抑制に向けて若者の使い捨てが疑われる企業に対する集中的な監督指導、2、9月1日に全国一斉の電話相談実施、3、職場のパワハラ予防の周知啓発を行うとなっております。そこで、町内の10数社の誘致した企業がありますけれども、誘致企業に雇用されている労働者の状況についてお聞きしたいわけですが、まず誘致企業での正規労働者数と非正規労働者数はどのようになつておられるかお答えいただきたいと思えます。

第2点目は、雇用されて1年以内に退職された労働者数はどうでしょうか。

第3点目は、企業内でのパワハラなどないのかどうか、お答えをいただきたいと思

います。

第4点目は、これらのことがないという前提のもとで、来年度に向けて求人の働きかけについてはいかがでしょうか。

さて、最後の質問に移ります。有田の医療圏域の医療体制の強化についてであります。

医療機関の範囲をあらわすことばで、有田保健医療圏というのがあります。これは湯浅保健所管内を中心に有田1市3町の医療機関の範囲を指します。これには主に有田の基幹的病院であり、二次救急医療機関の有田市民病院や県立こころの医療センター、済生会病院などがあります。また医師会は、有田市医師会と有田医師会に分かれたままになっています。表向きは医療体制が整っているように見えますが、現実には産婦人科での分娩が有田圏域には民間の医療機関1件となり、いつやめるかわからない状況であります。また小児科は、これまで市民病院で対応していましたが、9月からは休診状態となり、対応する医療機関がなくなりました。これらは医師不足によるところの影響が大きいと思います。

さらに有田市立病院は、補助金をもらって拠点運営をしていましたが、これも来年度からなくなるといっていますから、そうなりますと拠点病院としての役割を心配しますがいかがでしょうか。平成22年度の医師数の調査を見ますと、産婦人科・小児科医とも有田の医療圏は人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回り、県内では最も低い5.1人となっています。直近の数字では、もっと下回るようになっていきます。

また救急搬送の状況を見ますと、平成23年度の全搬送人員は1,197人で、そのうち有田郡市外への搬送が640人で54%、これが祭日、休日になりますと239人で、全搬送の20%であります。そのうち有田郡市外への搬送が161人と何と67%にもなります。これが平成24年度では1,139人で、この中で有田郡市外への搬送は605人の53%、祭日・休日になりますと238人で全搬送の21%ですが、そのうち有田郡市外への搬送は159人の67%と一層高くなっています。

第3次救急医療体制の県立医大や日赤には、大阪の泉州地域からも救急車の搬送が多くなっているとお聞きしています。さらに二次保健医療圏の入院患者の動向を見ますと、和歌山保健医療圏に入院患者が集中する傾向にあり、特に有田保健医療圏から和歌山保健医療圏への入院は、平成20年の調査では30%にも及び、県内で最も高い比率になっています。このような状況から、有田圏域はいわゆる医療の谷間になっているとしか思えません。ですから、県当局からの心配の声が上がるほどであります。産婦人科・小児科医の不足、祭日などの救急の受け入れ体制が改善されていないという現状の中で、まずこれらの問題を同認識されているかをお聞きしたいと思います。

第2点目は、医療体制の充実に向けて広域で論議できる場所が必要であると考えます。例えば、湯浅保健所圏域、医療体制整備充実委員会の役割が必要だと思っております。

いかがでしょうか。ここで対策を協議し、方針を出せるようにならないのでしょうか。できないとすれば、別途1市3町で責任をもって協議ができる場をつくり、県などへの提案ができるようにすべきではないでしょうか。

第3点目は、有田圏域で郡市民の医療への充実の願いを責任をもって受け入れる医療機関が明確にならない中で、中核的医療機関としてこころの医療センターを産科、小児科、救急も受け入れられる医療機関になるよう、県への強力な働きかけを求めたいと思いますがいかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず第1点に、次期介護保険事業計画についてということで4点ばかりお尋ねがありました。

まず第1点目、平成27年度からの第6期介護保険事業計画について、新たに盛り込まれる可能性のある事業、ソフト面それと施設の増設面はどうかというお尋ねであります。

第6期の介護保険計画は、平成26年度に策定予定でありまして、特養等の施設の整備につきましては、県より示される有田圏域の市町村ごとの実質的な待機者の数を踏まえ、有田川町として整備が必要であれば、有田圏域の中で調整をしていくこととなります。また地域密着型のサービスについては、有田圏域の待機者の状況を見ながら、地域密着型運営協議会の御意見もいただきながら対応していきたいと考えております。またソフト面につきましては、高齢者が安心して生活できる環境整備の構築に向けた取り組みができるように模索中であります。

次に、介護保険料の見通しをどのように把握されているのかという御質問であります。

介護保険料については、国より示されるワークシートに平成27年度から29年度の3カ年間の各サービスごとの給付の推計額等を入力し算定することとなります。現在のところ、まだワークシートは示されておられません。第5期における有田川町の保険料の基準額は4,700円であり、全国平均の4,972円、県平均の5,501円を下回っており、県下の保険料としては30市町村の下から7番目となっています。第6期の介護保険料については、現在の4,700円を上まわらざるを得ないと考えております。

要支援を対象から外そうとしているが、現在要支援1・2の対象者数とそのうち現在制度を受けている人数、または対象外になることへの認識はどうかという御質問であります。本年7月末に要支援の認定者数は504名であり、内訳は要支援1の方が

192名、要支援2の方が312名となっております。また、この中で居宅サービスを受けられている方は309名であり、内訳は要支援1の方が97名、要支援2の方が212名です。地域密着型のサービスを受けられている方は、要支援2の方1名となっております。

認識と対策につきましては、今の時点では社会保障制度改革国民会議報告書をもとに、厚生労働省は社会保障審議会介護保険部会に内容についての議論を提案したところであり、詳細については今示されておりません。今後示されると考えております。内容が示されていない中ではありますが、町としても要支援1・2の方が仮に地域包括推進事業に移行したとしても、新制度の中で十分にサービスが受けられるように努めてまいりたいと考えています。

次に、次期事業計画作成に当たり委員会の人数と一般町民から何人公募されるのかというお尋ねがありますけれども、要項では、介護保険作成委員会委員は町議会の代表、保健・医療機関、福祉関係、各種団体、学識経験者等による定数を10名以内と定められています。第6期の計画策定においても10名程度とし、公募については今後検討してまいりたいと思います。

次に、有田川町の地域防災計画についてであります。

まず、東日本大震災を受けて、平成24年の8月29日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域及び被害想定では、湯浅町及び有田市に到達する最大津波高はそれぞれ11メートルと10メートルであり、浸水域についてもその分布が示されています。これを踏まえたより詳細な津波の浸水分布については、県が和歌山県地震・津波被害想定検討委員会を設置し、その予測結果を平成23年3月末に公表いたしました。おかげさまで予測結果は、有田川町では浸水はなしとのことであります。

また、防災計画で見直された具体的な内容はどうかと言いますと、平成21年2月に策定されて以降初めての見直しであり、主な見直しの概要は平成24年4月1日付の機構改革により、組織の名称や担当部署等が変更したことにより現在の組織に合わせた見直し、各避難所に無線機を整備し孤立化集落通信確保事業、平成23年12月に策定した避難所運営マニュアルの反映、気象台が発表する注意報・警報の基準変更に伴う見直し、避難勧告等実施基準の追加、有田川町社会福祉協議会と災害ボランティア受け入れに関する協定を締結したことによる見直しであります。

次に、山間地での避難体制と人員配置などの救助体制はどうかということでもありますけれども、まずは家庭あるいは地域で事前によく話し合っ、安全な場所、危険な場所の確認をしていただきまして、各区で決めていただいている災害時一時避難場所に避難をしていただきたい。避難所の開設については、町職員2名が出向くことになっています。人員にも限りがありますが、地元消防団の協力はもとより、今年度完成予定の消防庁舎の防災の拠点として迅速に救助を行えるよう体制を整えていきたいと

思っています。

また、阪神淡路大震災時、8割の人々が近隣所の方に助け出されたと言われてます。特に大災害となると、共助、地域住民の方たちの協力が最も必要であります。2年前の台風12号のとき、幾つかの地域で夜中に自主避難、あるいは避難勧告というのを夜中に急に出ささせていただきました。その中でやっぱり28水を経験している方々が多く、特に下のほうは雨は全然降ってなかったんですけども、その指示勧告に非常に多くの方が従ってくれまして事なきを得たんですけども、今後、その反省を踏まえて、ある程度の降雨量が予想される場合は、前もって避難所を開設して、もちろん町の職員もそこへ出向きながら、できるだけ早く、急なことではなしに、安全なうちに避難をしていただけるようなこれからも体制をとっていかなければならないと思っております。

それから、また自主防災組織についてお尋ねがありました。自主防災組織については、9月1日現在、全部で107大字があるんですけども、そのうち33区が未設置であります。毎年これは区長会、総会等に資料を示しお願いをし、また個別にもお願いをしているところであります。設立に際して規則等の作成をお手伝いさせていただきます。昨年度は4区、今年度は1区の設立があり、1区で設立がまた予定をされております。御承知のとおり、設立させますと50万円を限度に防災資機材を交付します。また訓練に対しては、100戸以上の区には2万円、100戸以下の区には1万5,000円を限度に交付金を渡しております。地域によっては、単独の区では多分できない区があると思います。こういった区については、近隣の区とまたがってでもぜひつくってほしいということも今要請をしているところであります。できるだけ100%、自主防災組織が設立されるようにこれからも努力をしていきたいと思っております。

それからもう1つ、町内誘致企業の雇用状況と働きかけについて。

まず1点目、雇用されている方で正規職員と非正規労働者はどうかというお尋ねでありますけれども。誘致企業の正規職員と非正規職員の労働者数についてですけれども、毎年行ってます企業訪問で伺ったものでありますけれども、8社からの情報についてですが、正規職員を70%以上雇用されている会社は6社でございます。そのうち90%を超えているのが3社であります。また残りの2社につきましては、50%を下回っている状況であります。

次に、1年以内に退職される方ですけれども、工場の仕事が合わない方については、数カ月でやめられる方もいると聞いております。

3番目の企業内でのパワハラがないかということにつきましては、特に企業のほうからは聞いておりません。ただ、和歌山県下の状況を和歌山県労働局へ問い合わせたところ、平成24年度には労働に関する相談件数は1,648件あり、そのうち409件がパワハラと言える事例であったということでもあります。

次に、4番目の求人の働きかけでありますけれども、誘致企業にかかわらずお願いしているところでありまして、企業においてはほとんどの社員については地元雇用を行って来ており、地元高校からの採用も積極的に行っているところでもあります。また、昨年設立いたしました企業と商工会、有田川町の3者で有田川町立地企業連絡協議会というのを設立しました。ここでも研修会、あるいは意見交換、それから情報交換を行っているところでもあります。今後、積極的に雇用については働きかけていきたいと思っております。

次に、二川ダムの問題がありました。二川ダムの決壊や兩岸の崩壊で下流への対策はどうかという御質問であります。これにかかわらず今も、議員も御承知のとおり、中島の堤防、井堰から順次下に向けて土砂を外へ持ち出させていただいております。これもずっと継続して吉備橋までやっていくという返事をいただいております。これで幾分か河川の面積もふえて、水の流れがよくなると思っております。二川ダムは1967年、昭和42年に完成をしております、当時はダム設計基準、1957年を採用したように、県道整備部河川・下水道局河川課でお聞きをしています。この基準は設計時における設計水平震度0.15を想定したものであり、現在の基準である1976年河川管理設計等構造令、同施行規則で示している設計時における設計水平震度0.12を上回っておると聞いております。

また、両翼の護岸の崩壊については、ダム護岸については左岸の間に粘板岩の薄い層を嵌入し砂岩の亀裂も割合が多いけれども、67メートルの重力式ダムの構築には支障はなく、コンソリデーショングラフト、地盤を強固にするものを慎重に施工しており、崩壊はないというようにお聞をしております。ダム本体及び両翼の護岸の崩壊はないと考えております。

次に、有田川町地域防災計画について、各戸への備蓄対策や倒壊への対策支援をどう引き上げるのかという御質問でありますけれども、広報紙、自主防災組織研修等を通じて、常々各家庭において最低3日分の備蓄や家具の転倒防止等、防災に対してお願いをしてきていますけれども、今後においても建築士等による家屋の無料耐震診断、耐震改修補助の利用や各区自主防災組織での訓練時において、災害時備蓄品の確保等呼びかけるよう今後も粘り強く訴えていきたいと思っております。災害というのは、本当にいかに住民の方がその意識を持ってくれるということが大事だなと思っておりますけれども、なかなか平常時において備蓄してるかって、恥ずかしいことですが、うちも余りしてないというのが状況で、いざ災害が起こればそういうことが非常に大事で、これからもしっかりと指導をしていきたいなと思っております。

それから、有田圏域の医療体制の強化について。

有田圏域の医療、産婦人科、小児科の不足、祭日などの救急の受け入れ態勢がないという状況をどう認識されているのかということでもありますけれども、産婦人科については有田圏域には有田市民病院を初め数カ所の医療機関がありますが、分娩を取り

扱うのは2カ所となっております。有田市立病院でも医師の不足等で9月から新規の分娩予約をとり行っておりません。9月から、もう産婦人科で分娩は取りやめたということでもあります。そうすると、有田圏域に分娩機関が1カ所、これは吉備地区にあります、しまクリニックでありますけれども1カ所となります。市立病院では分娩が再開できるように体制整備に取り組むとのことですが、将来を考えても大変不安で、安心して子どもを産み育てる環境とは言いがたい状況です。小児科については、有田圏域に主として小児科を標榜する医療機関が4カ所あります。ほかにも小児の診療をしてくれる医療機関が幾つかありますが、入院を中心とする医療サービスは有田圏域に少なく、海南、和歌山圏域や日高圏域に行くしかありません。小児の救急体制については、有田地方休日急患診療所や和歌山北部小児救急医療ネットワークすこやかキッズが、和歌山市夜間・休日急患センターで小児の初期診療体制をとっています。救急体制としては、休日、年末の初期救急医療者は、有田地方休日・急患診療所が受け入れをしております。重症救急患者に対する二次救急医療は、救急報告、病院、5医療機関で対応をしています。ほぼ半数が他の医療圏へ搬送されている状況であります。

医療体制の充実に向けて広域で議論できる場所が必要である湯浅保健所圏内医療体制整備充実委員会の役割はどうかという御質問でありますけれども、湯浅保健所圏域医療体制整備充実委員会は、行政機関、医療機関、関係団体などで構成され、医療供給体制の整備、救急医療体制の整備、医療資源の共同利用の実施等に向けて調査研究を行い、地域医療行政に反映させることを目的としております。平成22年度からは、主に救急医療体制の強化に取り組んでまいりました。当町は道路事情がよくなったとはいえ、山間部があり高齢者率が高い状況にあります。有田圏域の医療体制充実に向けて当委員会の果たす役割としては、それぞれの地域の課題を共有することから、解決に向けた取り組みを1本化し、二次保健医療圏としての有田圏域の医療体制を充実するため、県医務課や県立医科大学等関係機関に働きかけていきたいと考えます。

有田圏域の中核的医療機関として、こころの医療センターを産科、小児科も併設した医療機関にするように働きかけようということでもありますけれども、圏域の医療の充実を願うことは誰もが思うことでもあります。特に安心して子どもを産み育てる環境として、医療の充実は大変重要との分析であります。県立のこころの医療センターへの併設についても、これも地元選出の県会議員と共同で、ぜひ県のほうに強力で働きかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊 正剛）

ほかに補足説明はございませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、介護保険の事業からであります。先ほど要支援1・2の対象者と、その中で制度を受けている方の人数を教えていただきました。その対象者の中の61%が制度を受けているという中で、私聞いたんですけど、例えば要支援の方で電動車椅子なんかを利用されている方が対象から外されたら、この電動車椅子自体が高くなるので、もう使えなくなるのではないかと心配もされているわけです。もし仮に政府が全く知らんと、首長がやれという結果になったら、町は責任を持って引き続いて従前と同じような内容でサービスをやっているようになるのかどうか、その点だけ確認しておきたいなと。これは仮の話ですよ。やはり国へしっかりと働きかけていただいて、従来どおりやっていただくのが基本ですけども、もし最悪の場合を考えて、あかんとした場合、町がしっかりして、そういう対応も含めてやっているのかどうか、その点確認したいと思います。

それから、介護保険料については、値上げざるを得ないということでありましたけども、少しでも抑えていただくためにも、一般会計からの繰り入れもして、据え置きなどの対策もぜひ考えていただきたいと思います。

それから、施設面でのことなんですけども、以前の住民福祉常任委員会の中で、吉備苑さんが小規模多機能のをつくるという話とか、それから認知症対応のグループホームができるのではないかと話もありましたけども、その点のもう少し具体的な説明を求めたいと思います。例えば、入所はいつからできて、入所費用はどれぐらいになる見込みになるのかという点です。

それから、要支援の問題以外にも、介護保険制度全体をいろいろ変えようと今してきています。その内容をちょっと聞いてほしいんですが、まず一定以上の所得、例えば年収320万円以上の方の利用料を今の1割から2割に上げようと考えています。65歳以上の15%が該当されるのではないかとことも言われていますし、また一方で、住民税課税の方を対象にして上げたらどうなという案も出されています。この住民税課税を対象にすると、該当者は37%にも上ってしまいます。

2つ目は、資産を勘案して、施設の居住費や食費の軽減制度を変えることも検討されています。例えば、軽減を認めず資産を担保にして借金を負わせる、いわゆるリバースモーゲッジ、不動産担保型生活資金といまして、これは既に年金なんかはもらえない人を対象にして、家を担保にして借金をして、満期が来たら一斉返済、もしくは死亡したら身内が全額払うというそういう制度まで介護保険の対象者に押しつけてやれということまで考えているそうです。それから、特養ホームの入所者の11.8%は軽度の要介護者でありますけども、低所得者にも利用料の値上げ、また施設の相部屋の居住費の値上げなども考えています。

それから4つ目にケアプランですが、サービスを受けるのに必要な介護計画のことを言いますけれども、このケアプランは今は無料ですよ。これの作成の有料化も考えられます。既に2011年度に要介護者は月1,000円、要支援者は月500円と

いう案まで出しているそうです。個室に入れられない低所得者は相部屋にも入れなくなるという、いわゆる介護保険の入り口で締め出す、こういうことまで考えられています。また高齢者が日帰りで利用できるデイサービスでも、これも重点化を図って利用者を少なくさせていこうと考えています。

さらに生活保護基準があります。さまざまな福祉制度などの課税か非課税かの判断材料になっていますけれども、この生活扶助の切り下げに伴って、住民税非課税基準も下がることによって、これまで非課税であった方が課税対象となって、介護保険料の軽減基準も変わるによって受けられなくなってしまう可能性があるということも指摘されています。

以上から、今のままで考えられていきますと、介護保険制度、使えなくなってくるものが十分予測されますので、この点はしっかりと注意して、こういうことにならないように見ていっていただきたいと思います。これについての考えがあったらおっしゃってください。

それから、2つ目の地域防災計画についてでありますけれども、二川ダムは安心だと言いましたけれども、しかし絶対に安心ということはないと思うんです。原発事故もそうだったでしょう。絶対に事故は起こらないと言って、あんだけ事故が起こって、えらい目に遭ってるわけですから、やっぱり想定をしてこういう対策を盛り込むことが人災を少なくする最大の対策になると思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから自主防災組織の引き合いについては、ぜひ積極的に啓発も含めて取り組んでいただきたいなと思います。

それから備蓄品の問題ですけれども、全体の災害がさらに被害が大きくなるというのが想定されまして、3日分の備蓄品では足りないということで、1週間以上もしくは10日分ぐらいの備えが必要だと今言われていますから、そういうふうな10日分の体制をとれるように、どういうものが必要かということで、絵を入れて、それでこういうものが必要ですよと、一般的に、そういうものをつくって、ぜひ町民に配っていただいて、啓発をしながら備蓄できるような対策をとっていただきたいなと思います。

それから、地震が起こりますと、阪神大震災でもそうでありましたが、火災がすごく起こって多くの死者が生まれたということで、地震によって火災が起こらないように、特に電気系統の問題が心配されます。今、関心を集めているのは、そういうときに、例えば震度6以上の地震が起きますと、ブレーカーが自動的に落ちて電気が切れるようになっている、いわゆる感震ブレーカーというのがあります。この設置補助をぜひ設けていただいて、火事を防ぐような対策をとってはいかがでしょうか、この点を求めます。

それから防災行政無線であります、昨年も同僚議員が質問しまして、聞こえない

ので対応してほしいということでありましたけれども、その後どのように改善されたのか。防災ラジオは100台しかないし、これは抜本的に取り上げる必要があるのではないかと思います。対策を求めたいと思います。

それから、被災された方への支援制度であります。あつてはならないわけですが、被災された場合、例えば地震保険なんかは全壊等でないともらえないし、その一方で住宅改修補助で倒れないように補助を出すと、これは考えてみたら相矛盾するような結果になる可能性も十分あるわけです。ですから、被災者への支援として、住宅の耐震補強の助成額の引き上げ、また家が潰れて新しく建て直す場合の新築や、購入を希望する世帯への修繕や購入費の支援策はどうかという点もぜひ考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それから最後に4つ目の問題ですが、医療体制の問題であります。

救急搬送で産婦人科や小児科の件数も調べていただきました。昨年の平成24年度の実績で、産婦人科への全体の搬送は18件であります。そのうち有田郡市外への搬送が14人で、78%がよそへ行っていると。祭日や休日になりますと、9人の搬送があつて、そのうち有田郡市外への搬送が6人の67%、さらにひどいのは小児科であります。全体の搬送が44人で、これは24年度の実績ですが、そのうち有田郡市外への搬送は41人の93%、これが祭日や休日になると14人の搬送があつたわけですが、そのうち有田郡市外への搬送が14人、だから100%はよそへ行っていると。つまり有田圏域では対応できないという結果だと思ふんですよ。これは本当に深刻な結果が出ていると思ふんです。そういう意味で対策が求められているわけですから、私は湯浅保健所圏域の医療体制充実整備委員会、これは年に1回しか開かれておりませんから、随時こういう場合に対応できるような開催を求めるべきであり、町行政が責任を持って、指導権を握ってやるべきだと思いますがいかがでしょうか。

そしてもう1つ、どうしても考えなければならない医師会の問題もあります。医師会にどうしても協力してもらわないと難しい面がありますので、余り医師会に立ち入って言えないんですが、医師会も本来、有田市医師会、有田郡の医師会と一緒に協力をやっていくべきだと私は思ふんですが、そういう働きかけをお医者さん同士ではやりにくいので、町長が先頭を切って声をかけていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

それから、こういう有田の問題は県議会でも取り上げられました。松坂議員が取り上げました。その中で福祉保健部長は、医療体制を堅持することは県や市町村の責務と考えていると答弁されています。そして青洲医師ネットによる医師募集、県立医科大学や近隣の保健医療圏域と連携を図りながら、住民の方が安心できる医療体制の確保に取り組んでまいりたいと答弁しているわけですが、しかし現実には、県内の医師、臨床研修医の採用実績、募集定員から見て平成21年度で67%、22年度で69%、23年度で74%、平成24年度で70%しかありません。これもここは深刻な問題

であります。こういうことを踏まえて、再度こころの医療センターの充実で、2010年の9月に湯浅保健所が地域医療住民アンケートをとられました。これを見ますと、日曜日や祭日の救急対応は約7割が有田地域の医療機関で受診したいと答えています。これを受けて、有田管内の機関等の医師の協力を得まして、拠点病院で入院患者等に対応する救急センターの設置をする方向で検討を進めていると答弁されていますが、この有田市立病院がそうでありますけれども、平成26年度から拠点病院としての補助金もなくなることにありますし、また東南海・南海地震により津波が来れば、市立病院は機能を果たさなくなるのではないかと誰もが予想されることであります。また、有田郡市内から見ても中核的な位置にあり、津波の心配もありません。

以上のことから、こころの医療センター、ぜひとも町長に有田圏域の拠点病院として位置づけることを極めて進めるのが合理的ではあると思いますが、再度町長の心意気を伺っておきたいと思っております。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

多岐にわたってますんで、もし抜かしたら関係部長が答えてくれることになっております。

まず、介護保険から要支援1・2の補助金はもう打ち切るといふ県の方針で、おっしゃったとおり電動車椅子なんかもそういう危険性がはらんでくると思います。ただ、こういったことについては後退してはならないということで、これはしっかりと町が見なければならぬのであれば、見ていきたいなと思います。多分今度は恐らく10月に安倍総理が消費税を3%上げるといふ表明をするようであります。来年の4月から上げて、これは年金、医療に全部使うんやという公約もされてますんで、上げた時点でどのようにまたこっちのほうへ回してくれるか、非常に注視をしていきたいと思っておりますし、また先ほども言うたように、みんなスクラム組んで国のほうへ、これは今までどおり要支援1、要支援2についてはこれは国の費用で見べきであるといふことを強く、スクラムを組んでこれは必ず要望を国のほうにしていまいりたいと思っております。

それから、うちのほうもこの保険料については県下で下から7番目ということで、決して高い水準ではないんですけれども、いろんなことを考えながら、できるだけ進んで上げるというようなことやないんですけれども、できるだけ極力上げ幅を抑えるような努力はこれからもしていかなければならないと思っております。ただ、介護を受ける方、これからどんどんとふえてきますんで、大変な世の中になってくると思っております。

それから、吉備苑の詳しいことについては、担当部長、わかる範囲で答えさせていただきたいと思っております。

それと二川ダムの話でありますけれども、先ほど言ったように、県の試算では絶対大丈夫やと。県もダム本体ではなくして、両護岸の調査もやったとこの結果であります。ただおっしゃるように、もう想定外というのもありますので、絶対東日本の大震災は起こることはないと言われてたのが起こったようなこともありますんで、できるだけ河床の堆積土砂の除去とか、これもぜひ続けて、ずっと下流へ向けてやっていくように県のほうに努めて働きかけたいと思います。ただいま決まっているのが、もう吉備橋までずっと継続でやるということで、そこから雨でもたくさんたまったところとか、立木等々がたくさんあるところがありますんで、そういうところもしかりと整備をしていただけるように頑張っていきたいと思います。

それから自主防災組織、随分と多くの地域が入ってくれてまして、先ほど申し上げたとおり、33はまだ発足してないんですけれども、本年度中にも何カ所かつくってくれる予定であります。これはあくまで非常に大事なことでありますんで、もう107の字が全部自主防災組織を立ち上げていただけるように、ただ言ったように、もう1個の区では立ち上げられないところがあるので、それは近隣の区と共同でもぜひ立ち上げていただくようにこれから検証していきたいと思っています。

それから、備蓄の啓発についてであります。もう備えあれば憂いなし、これ一番大事なことでありますけれども、なかなか住民意識というか、それがなかなか高まってこないというのが現状であります。もう一回消防署とも話をしながら、そういったパンフレットをつくって各家庭へ、最低このぐらいの備蓄はしていただきたいというような啓発をこれからしっかりとやっていきたいと思っております。

それからブレーカー、これも一遍ちょっと詳しいことを消防長と相談して、検討をさせていただきたいなと思います。

それから、こころの医療センターの総合的病院、これは本当に昔から、多分県会のほうでも常に地元の議員もこれは要望をしてくれております。我々も側面からというのではなしに、先頭に立ってこころの医療センターをいろんな医師が備わった総合病院にさせていただくように働きかけていきたいなと思います。先ほどおっしゃったとおり、ここは津波も全然関係ないところでありまして、1市3町の中には病院においても津波の浸水区域の中に建っている病院もありますんで、そういうことも踏まえながら、県知事のほうに強く要望をしてまいりたいと思います。

(「被災者への支援制度の創設、さっき言いました、住宅の耐震補強の助成額を引き上げや新築購入費や修繕代補助とか」と増谷議員、呼ぶ)

○町長(中山正隆)

一遍ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長(湊 正剛)

福祉保健部長、中島詳裕君。

○福祉保健部長(中島詳裕)

増谷議員の質問の中の介護保険事業計画の質問について、長の補足答弁をさせていただきます。

その中で第5期の計画に基づく整備の計画でございます。第5期の介護保険計画では、有田川町で大体79名の待機者があるということで、それを基本に施設の整備を計画しました。現在、有田川町のほうでは地域密着型の小規模特養老人ホームです、これを29床、今現在整備中でございます。それともう一つ、地域密着型認知症のグループホーム、これにつきましては18床ですが、26年度に整備する計画になっております。あわせて有田市のほうで50床、高齢者サービス住宅が有田市のほうで50床、それらの圏域の中の有田川町への割り振りの分を入れまして、大体64床分が確保できているということでございます。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

増谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1つだけ長のほうから答弁がなかったと思います。防災行政無線、緊急放送のときに聞こえないところがあったと。その後どうなっておるんなどということでございます。

まずもって、この防災行政無線につきましては、旧3町のときに整備したものでございます。平成6年から7年にかけて、メーカーも2つのメーカーが入っておるというような状態であったんで、1つに統合できなんだということがございます。それでももちろん、3つの波を使っておりますんで、そんなような状況の中でもう17年から18年がたっておりますんで、老朽化が著しくなっておりますんで、できましたら近いうちにデジタル化を目指しまして、整備をしていかなんたらいかなんたということは考えてございます。ただ素人考えにしましてでも10億円以上はかかってくるような事業になってくると思いますんで、今後上司とも相談をいたしまして、できるだけ早い時期にできたらいいなとは思っております。

それで今の状況から言いますと、吉備地域につきましては、緊急放送におきましては外部のスピーカーのみで対応してございます。それで役場の防災無線で放送をすると、そこで流れるんですけども、それ以外に役場より農電をとっておられる方の家へもうちから緊急放送を流すことができますんで、約半数ぐらいの方がまだとっておると聞いておりますんで、その方がその放送は聞けるかなとこのように思っております。

そして金屋につきましては、防災無線では一部は戸別受信機のあるところも地域ではあるんですけども、大半は屋外のスピーカーから流れるというような放送で聞いていただくことになってございます。ただ緊急の放送につきましては、役場より流す放送については農電へも同時に入るというようなシステムをとってございます。

それと清水地域につきましては、全部の戸別受信機が1つずつ各戸へついておりま

す。そして川沿いには20機ほどの屋外の拡声局がついておりますので、それで緊急放送を流すということでもあります。

一番問題なのは、吉備地域なり金屋地域の農電のないということでございます。ただうちのほうでも今、防災無線の今後整備していく上では、屋外の拡声局もそうでございますけども、戸別受信機を全戸へつけるということも考えて計画を立てていかないかのであらうとこのようには思っております。農電のとってないところにつきましては、戸別受信機を役場で200台ほど今予備機を持っておりますので、申し出てくれたら無料で貸与しますんで、それで緊急放送を聞いていただきたいとこのように思いますんで、これも年に一遍ぐらいは広報は出しておるつもりでございますんで、その点、聞こえんていうお声がございましたら、役場の総務課へ行って、借りて自分のところへ常備しておくれというような話もしてもらいたいと思います。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

最後ですけども、先ほど町長は消費税の問題を挙げられて、それが財源に使われるような雰囲気の話だったと思うんですが、しかし消費税というのは導入されてからこれまで消費税総収入の92%が富裕層やいわゆる大企業の減税の穴埋めに使われてきてるんです。でなかったらこんな介護保険料や後期高齢者や上がる必要はないんです、ほんまに使われていけば。そこをしっかりと見ておきながら、介護保険のあり方というのはやはり介護保険制度そのものへの信頼性を、今、国が考えていることをやっていけば信頼をなくすということになってしまいます。介護保険というのは、介護の社会化といううたい文句で導入されたんですが、それに見合った長期の見通しで、本来ならば制度設計をされているはずなんです。今になって給付費がふえてきたからといって、利用者に負担を押しつけるのは、それは制度の信頼を損なって本当にどうなのかなということ心配します。

最後に痛ましい事件が起こった記事が、毎日新聞のこし3月22日に載っていることを紹介して終わりたいと思うんですが、「誰にも介護・虐待のリスク」と題してこんな記事が載ってました。「親が要介護になる。介護ヘルパー頼んでも、必要な介護の全てがカバーできるわけでない。今の核家族では、配偶者や子に対応することになる。要介護が高ければ施設を選ぶ人もいるだろうが、お金がなければそれもできない。長時間の介護は、仕事との両立を難しくし、介護のために仕事を辞めざるを得なくなる。親の介護が重くのしかかり、収入の道も断たれれば精神的にも追い詰められる。介護の負担をめぐりトラブルにもなる。2011年には21件にも達した自死事案、さらに手前には1万6,599件の家族、親族等による介護虐待があり、その背景には介護者4人に1人とされる介護うつの問題があります。年間14万4,

800人という介護離職の問題もあります。さらにさかのぼれば、450万人を超える要介護認定者がいて、その主な介護者は7割が家族・親族であり、主な介護者が施設などの事業者だという人は12%しかない現実があります。さらにその背景には、介護サービスの充実に必要な施設整備や介護ヘルパーの人件費を規定する介護報酬の引き上げが難しい事情がある」と。これは湯浅誠さんという、難民の活動をされてきた湯浅さんの記事なんですけども、本当にそうだと思うんですよ。ですから、誰もが安心して使える介護保険にすることが、有田川町が住みやすくなる町でありますし、若い方が安心して住める町になるということを訴えて、私の質問を終わります。以上です。

○議長（湊 正剛）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

以上、一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日の会議は、これで散会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は9月19日木曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

散会 16時15分